

# 三木町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和8年3月

香川県 三木町

## 目次

### 第1章 総論

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 他の計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間及び目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 計画の対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 対象となる廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 三木町の現状

- 1 三木町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 三木町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (4) 就業地の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (5) 三木町の道路及び公共交通機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (6) 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (7) 土地利用の現況及び土地利用規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 第3章 ごみ処理の現状

- 1 三木町のごみ処理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 ごみ処理施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (1) 三木町クリーンセンターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 香川東部溶融クリーンセンターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 ごみ収集運搬処理等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (1) 定期収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (2) 収集地区及び収集日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (3) 三木町で収集及び処理しないものについて・・・・・・・・・・・・ 21
  - (4) 三木町クリーンセンターへ直接搬入する場合について・・・・・・・・ 22
  - (5) 個別収集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 ごみの再資源化及び減量化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - (1) 行政によるごみ再資源化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - (2) 集団回収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(3) 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成制度について	23
(4) 再生利用状況の実績について	25
5  ごみ処理実績及びその性状	26
(1) ごみ搬出量の実績について	26
(2) 種別ごとの収集ごみについて	26
6  問題点の整理と課題の抽出	28
(1) 排出抑制について	28
(2) 収集運搬について	28
(3) 中間処理について	28

#### 第4章  ごみ処理基本計画

1  ごみ処理方針	29
(1) 基本理念	29
(2) 現状と課題	29
(3) 基本方針	30
2  人口及びごみの量の予測	30
(1) 予測方法	30
(2) 予測手順	31
(3) 予測参考資料	31
(4) 将来人口の予測結果	32
(5) 将来におけるごみ排出原単位の予測結果	34
(6) 再生資源化量の予測結果	45
(7) 予測結果のまとめ	49
(8) 目標値の設定	50
3  ごみの減量化及び資源化に関する目標値の設定	51
4  ごみの排出抑制のための方策に関する事項	52
(1) 三木町の役割	52
(2) 三木町民の役割	52
(3) 事業者の役割	52
5  分別収集ごみの種類及び分別の区分	53
6  ごみ処理計画	54
(1) 収集・運搬計画	54
(2) 中間処理計画	55
(3) 最終処分計画	55
7  ごみ処理施設の整備に関する事項	55

- (1) 施設整備基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (2) 財政計画の立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (3) 施策の事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

資料

- (1) 三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・資-1
- (2) 三木町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・資-6
- (3) 三木町環境美化条例・・・・・・・・・・・・・・・・資-11

# 第1章 総論

## 1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法第6条第1項の規定により、三木町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定するもので、今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、三木町民、事業者等が行うべき方策、行動を支援し促進するための基本方針、施策を定めるものである。

三木町（以下「本町」という。）のごみ処理に関しては、昭和61年度から一部の地域において資源ごみの収集を開始し、平成元年度から町全体に拡大している。可燃ごみについては平成13年度より有料化を開始した。平成25年度にごみ処理分別方法の一部変更や三木町クリーンセンターへの持込みごみの有料化を開始し、更なるごみの分別促進と減量化を図っている。

また、平成3年度から生ごみ処理容器及び平成13年度から生ごみ処理機の購入者に補助金を交付するなど、ごみ減量化及び資源化の促進に努めている。この計画は、「三木町総合計画」（令和8年3月策定）や「三木町都市計画マスタープラン」（平成25年3月策定）等に則して、適正かつ計画的な一般廃棄物処理を推進するために、長期的かつ総合的な指標となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものである。

## 2 他の計画との関係

本計画は、本町から排出されるごみを廃棄物処理法に則り、適正に処理するための施策、各事業の基本方針を示すものであり、本庁の廃棄物行政の基本となるものである。

本計画と他の計画との関係は、次に示す図1-1のとおりである。

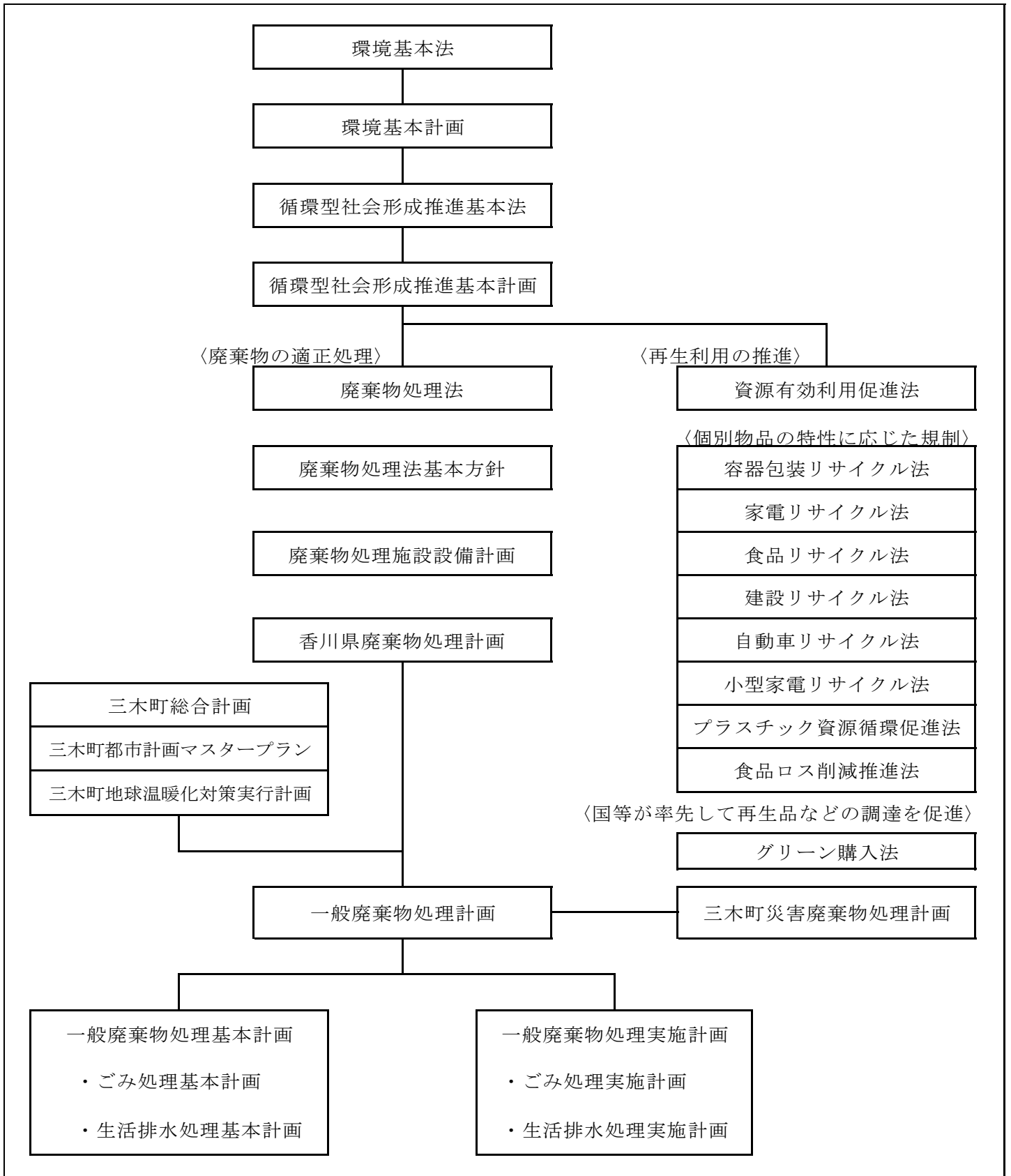


図 1-1 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

### 3 計画期間及び目標年度

一般廃棄物処理基本計画は、目標年度を概ね10年から15年先とし、概ね5年ごと又は策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされている。本計画では、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和12年度を中間目標年度、令和17年度を計画目標年度に設定する。

### 4 計画の範囲

#### (1) 計画の対象地域

対象地域は、本町全域とする。

#### (2) 対象となる廃棄物

本町が自ら処理するごみだけでなく、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させるごみや本町以外の者が処理するごみも含め、本町で発生するすべてのごみについて対象とする。

### 5 計画の基本的事項

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を確保することを基本とする。

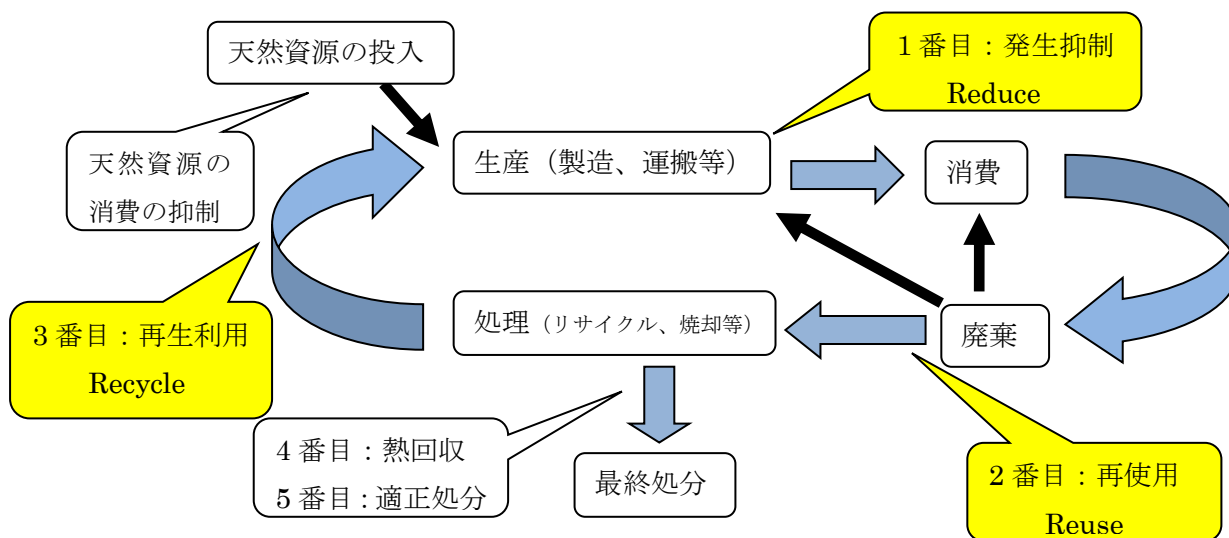


図 1-2 循環型社会に向けた処理の優先順（循環型社会形成推進基本法）

## 第2章 三木町の現状

### 1 三木町の現状

#### (1) 三木町の概況

本町は、香川県の東部に位置し、西は高松市、北は高松市（牟礼町）とさぬき市（志度）に接し、東はさぬき市（長尾）、南は高松市（塩江町）と徳島県美馬市に接している。町土は、東西 5.8 k m、南北 18.4 k mの南北に細長い地形をしており、面積は 75.78 k m<sup>2</sup>と県土の約 4%を占めている。

北部と南部に山地があり、中央が低地部の平坦な平地になっており、その中央を東西に主要地方道高松長尾大内線が抜け、この高松長尾大内線の北側を高松琴平電気鉄道長尾線が平行に走っている。

また、北部には、自動車専用道路である高松自動車道が走り、さぬき三木インターチェンジを經由して徳島県・京阪神方面への高速道路の利用が可能となっている。

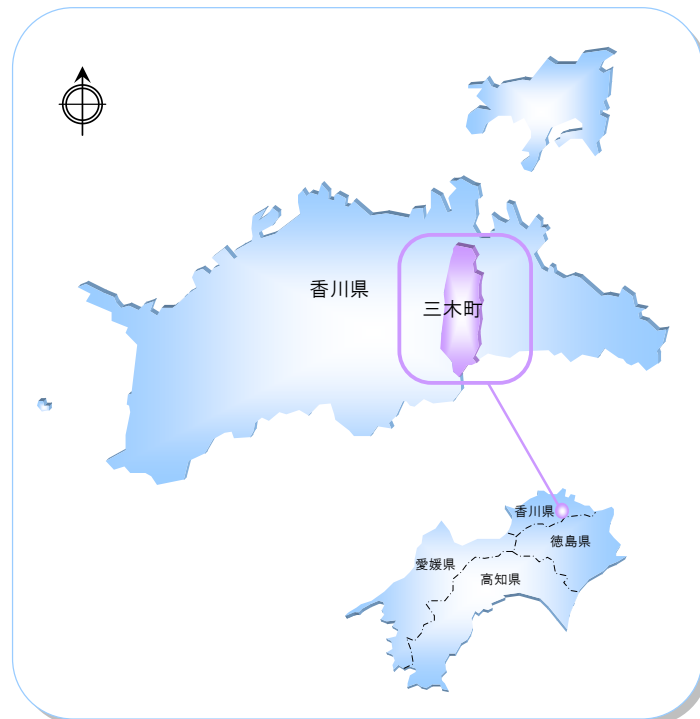


図 2-1 三木町の位置 抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

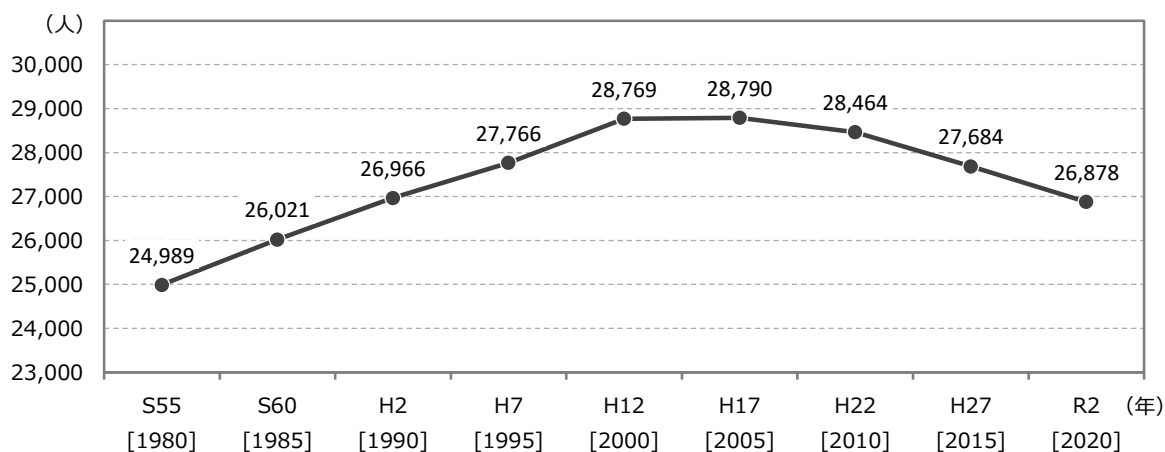
#### (2) 沿革

昭和 29 年 10 月 1 日に平井町、神山村、田中村、氷上村、下高岡村が合併して三木町が誕生した。昭和 31 年 9 月に東部の井戸村が合併し、同 34 年 11 月に井戸地区の一部が、旧長尾町(現さぬき市)に編入され、現在に至っている。

(3) 人口

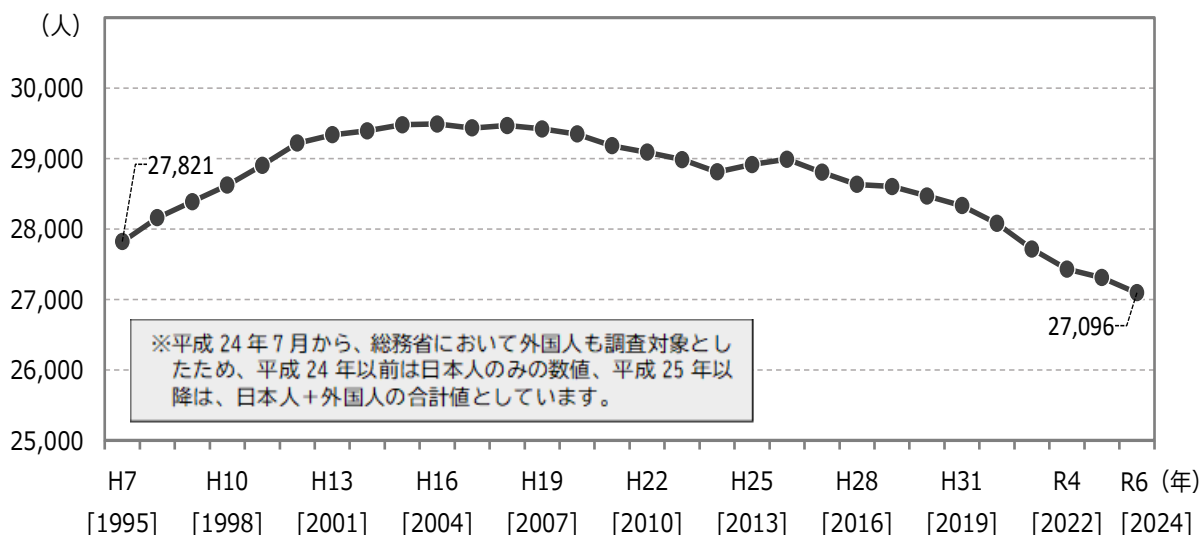
本町の総人口は、国勢調査では、昭和60年には26,021人であったが、平成17年には28,790人と増加していた。しかしながら、平成22年には28,464人となり以後減少に転じ、令和2年10月1日時点で26,878人となっている。なお、住民基本台帳における総人口も同様に減少傾向が続いており、令和6年1月1日時点で27,096人となっている。

表 2-1 ◆総人口の推移（国勢調査）◆



資料：国勢調査（総務省）※いずれも調査時点（10月1日）

表 2-2 ◆総人口の推移（住民基本台帳）◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

(4) 就業地の動向

15歳以上の就業者・通学者の状況を見ると、県外との流出入の差は-46人、県内各市町との流出入の差は-2,291人となっている。また、県内各市町との流出入の差が最も大きいのは「高松市」(-2,150人)であり、通勤・通学による流出のほとんどを占めている。

昼夜間人口の状況を見ると、昼夜間人口比は87.6%~91.2%の間にあることから、夜間と比べて昼間の人口は少ないことが分かる。

表 2-3 ◆15歳以上の就業者・通学者の状況◆

(単位：人)

	流出	流入	差
県外	172	126	-46
県内	8,028	5,737	-2,291
(内訳)			
高松市	6,012	3,862	-2,150
丸亀市	72	83	11
坂出市	105	69	-36
善通寺市	38	15	-23
さぬき市	1,384	1,339	-45
東かがわ市	254	256	2
宇多津町	26	14	-12
綾川町	87	51	-36
その他	50	48	-2

資料：国勢調査（総務省）※令和2年

表 2-4 ◆昼夜間人口の状況◆

		平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年	令和 2 (2020) 年
昼間人口 (人)	A	25,195	25,019	24,845	24,517
夜間人口 (人)	B	28,774	28,464	27,684	26,878
昼夜間人口差 (人)	A-B	-3,579	-3,445	-2,839	-2,361
昼夜間人口比	A/B	87.6%	87.9%	89.7%	91.2%

資料：国勢調査（総務省）

#### (5) 三木町の道路及び公共交通機関

本町の主要な道路網は、東西に主要地方道高松長尾大内線（さぬき東街道）、主要地方道三木国分寺線及び町道池戸井戸線（長尾街道）が、南北に主要地方道小菘前田東線、主要地方道三木牟礼線及び主要地方道三木綾川線が走っており、それらを結ぶ町道によって形成されている。

また、本町北部を横断する国道 11 号高松東道路沿いに高松自動車道が走っている。高松自動車道は、さぬき三木～津田東間が平成 10 年 3 月に開通し、高松中央～さぬき三木間が平成 13 年 3 月に開通した。

町道は、実延長約 222.8km であり、公道の 75% を占めている。また、舗装率は、1 級町道が 100%、2 級町道が 100%、その他町道が 98% と高い。表 2-5 に道路の状況を示す。

表 2-5 道路の状況

単位：km

種別	高松自動車道	国道	主要地方道	一般県道	町道	計
延長	3.6	5.8	35.6	29.0	222.8	296.1

資料：「三木町土木建設課（令和 6 年 4 月現在）」

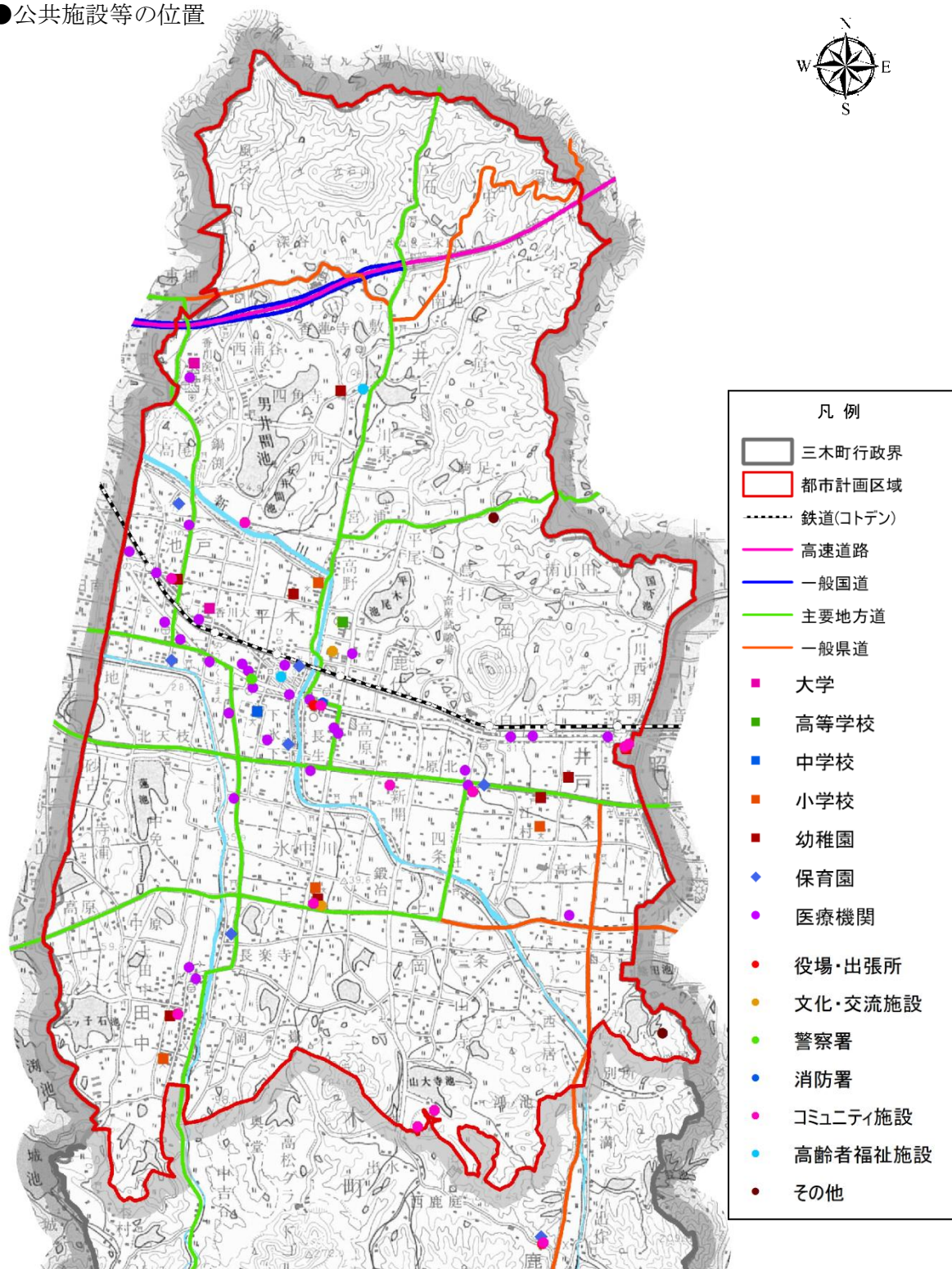
一方、公共交通機関は、琴平電鉄長尾線及びコミュニティバスがある。これらの交通機関は、学生の通学や高齢者の移動手段としての重要度が高い。

#### (6) 公共施設

本町中心における公共施設は、三木町役場及び三木町文化交流プラザ、文教施設では香川大学医学部、香川大学農学部、三木高等学校、三木中学校、平井小学校等があり、医療施設としては、香川大学医学部附属病院等がある。また、宿泊等施設では、トレスタ白山等がある。

図 2-2 に都市計画区域内の公共施設等の位置を示す。

● 公共施設等の位置



抜粋：「三木町都市計画マスタープラン」

図 2-2 公共施設等の位置図（都市計画区域内）

(7) 土地利用の現況及び土地利用規制

本町の土地利用状況は、平成24年4月時点では、表2-6、図2-3に示すように、町域7,578haのうち、山林・原野と農地が4,749ha（約62.6%）を占め、宅地は約511ha（約6.7%）だったが、令和7年5月時点では、表2-6に示すように、山林・原野と農地が合わせて466ha減少し、その分その他の地目と宅地が増加している。県都高松市に隣接し、中心市街地へ車で約30分で到達できるという利便性に加え、主要地方道高松長尾大内線（さぬき東街道）や国道11号高松東道路の開通以降、交通アクセスが向上し、ベッドタウン化が進行していること。また、農業従事者の高齢化による離農の増加が、この土地利用の変化に影響を与えていると考えられる。

表2-6 地目別土地利用面積

区分	単位	平成24年4月 現在	令和7年5月 現在	差
農地	面積 (ha)	1,761	1,528	-233
	構成比 (%)	(23.2)	(20.2)	(-3.0)
宅地	面積 (ha)	511	547	+36
	構成比 (%)	(6.7)	(7.2)	(+0.5)
山林・原野	面積 (ha)	2,988	2,755	-233
	構成比 (%)	(39.4)	(36.4)	(-3.0)
その他	面積 (ha)	2,318	2,748	+430
	構成比 (%)	(30.7)	(36.2)	(+5.5)
計	面積 (ha)	7,578	7,578	±0
	構成比 (%)	(100.0)	(100.0)	(±0)

資料：「三木町税務課（令和7年5月現在）」

●土地利用の状況

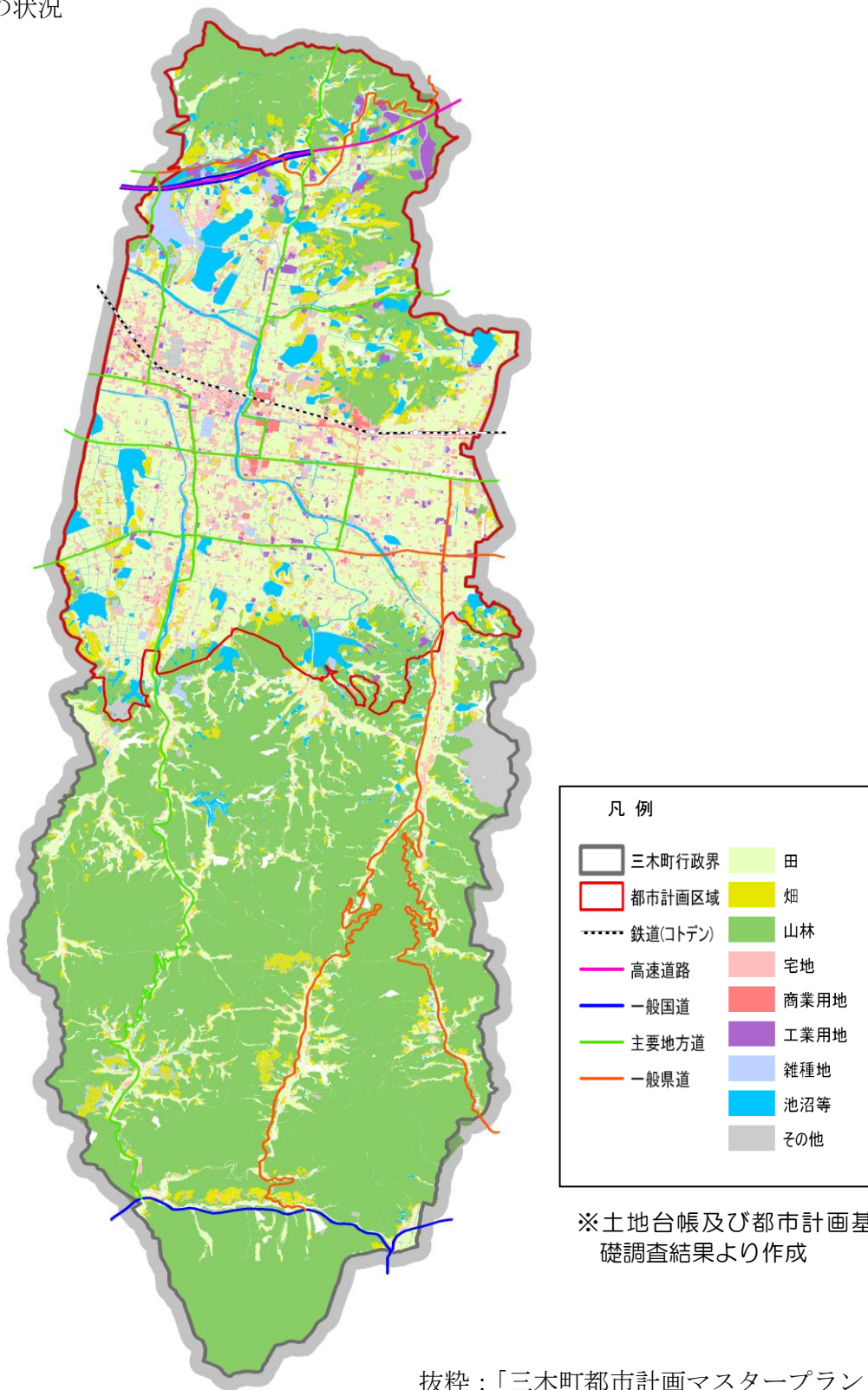


図 2-3 土地利用現況図

### 第3章 ごみ処理の現状

#### 1 三木町のごみ処理の概要

本町で発生する家庭系ごみは、委託業者によるステーション回収とクリーンセンターや回収拠点への持込により収集し、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは香川東部溶融クリーンセンターで溶融処理している。溶融炉は最終処分場を必要とせず、溶融スラグ・メタルはアスファルト骨材や建設用カウンターウェイトとして再利用している。

資源ごみのペットボトル、びん、缶、金属類は、三木町クリーンセンターで分別処理し、紙・布類は委託業者が分別保管し、それぞれ運搬処理を業者委託しリサイクルしている。

小型家電については平成25年10月から役場、サンサン館みきの2箇所に専用ボックスを設置し回収した後、認定業者へ引渡しリサイクルしている。廃乾電池、水銀使用廃製品については、ステーション回収のほか、令和3年4月から役場、サンサン館みき、文化交流プラザの3箇所に専用ボックスを設置し回収した後、香川東部溶融クリーンセンターを経由して広域回収処理業者へ引渡しリサイクルしている。小型充電式電池については、令和8年4月から役場環境下水道課、クリーンセンターの2箇所の窓口で対面回収を開始し、クリーンセンターで分別して認定業者へ引渡しリサイクルする。

図3-1に本町で発生したごみ処理の流れを示す。

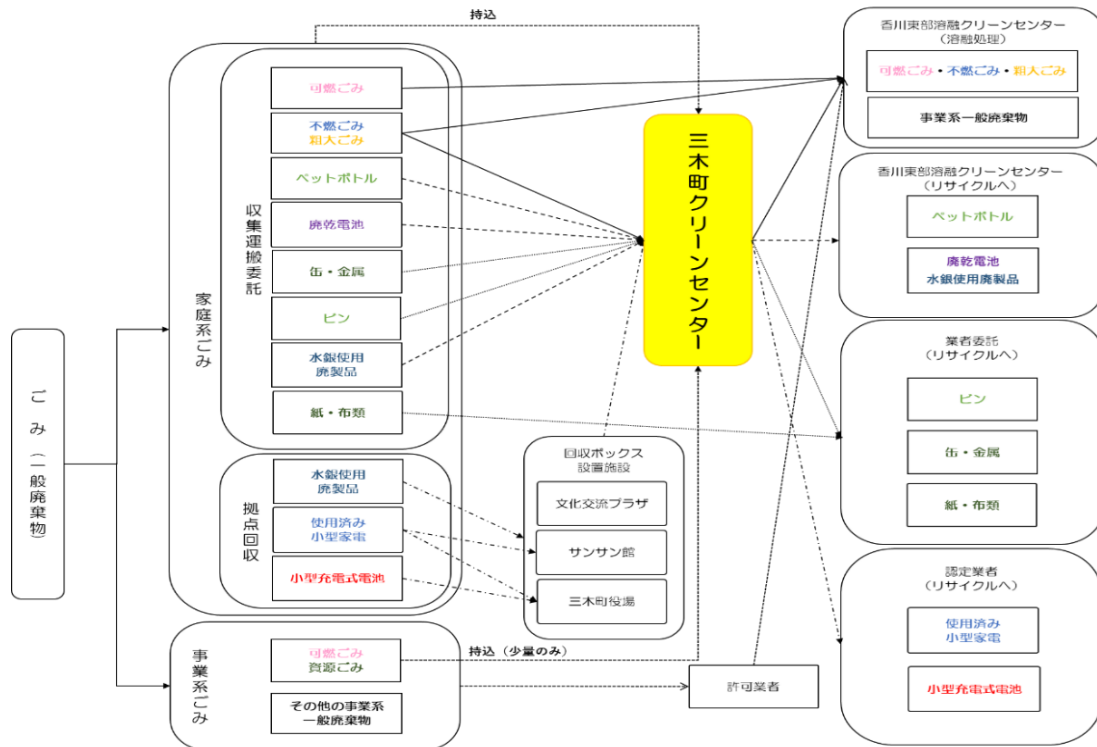


図3-1 三木町で発生するごみ処理の流れ (令和8年4月変更)

## 2 ごみ処理施設の現況

### (1) 三木町クリーンセンターの概要

本町で稼動している三木町クリーンセンターの施設概要及び位置図を表 3-1、図 3-2 及び図 3-3 に示す。

表 3-1 三木町クリーンセンター施設概要

施 設 名	三木町クリーンセンター
事 業 主 体	三木町
所 在 地	三木町大字下高岡 4319 番地 1
再資源化ごみ選別・減容処理設備	設備処理能力 4.90 t / 5 h
選 別 設 備	磁選機 0.98 t / h アルミ選別機 0.30 t / h
圧 縮 設 備	金属圧縮機 0.98 t / h
計 量 設 備	ロードセル式トラックスケール 秤量 30 t
粗 大 ご み 上 屋 棟	床面積 80.0 m <sup>2</sup>
持込みごみ（可燃・不燃）上屋棟	床面積 67.6 m <sup>2</sup>
ビ ン 貯 留 槽	3 槽

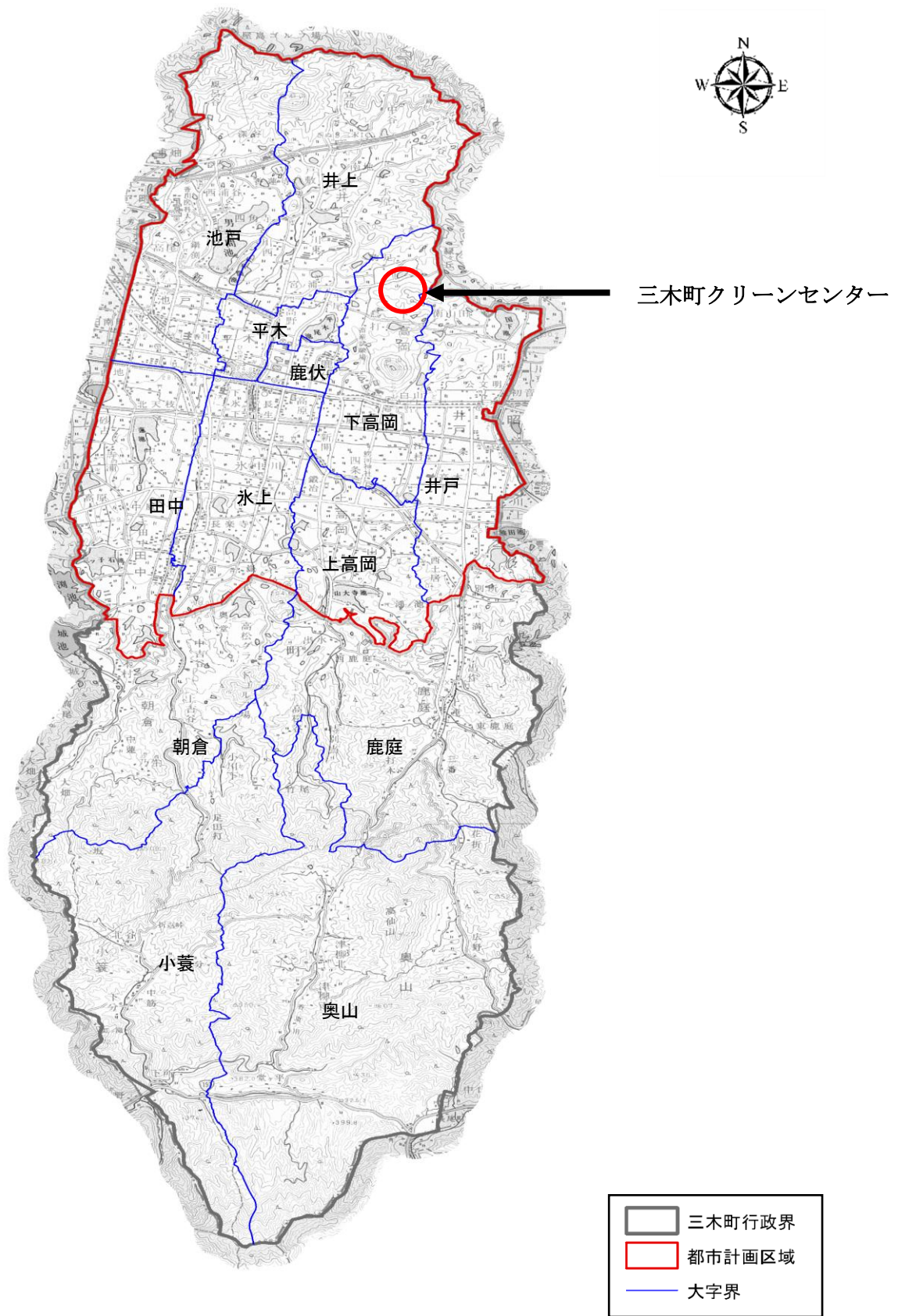


図 3-2 三木町クリーンセンター位置図（三木町全図）

# 三木町クリーンセンター

【場 所】 三木町大字下高岡 4 3 1 9 番地 1



図 3-3 三木町クリーンセンター位置図 (略図)



金属圧縮機



計量機



ビン貯留槽

図 3-4 三木町クリーンセンターの概要

(2)香川東部溶融クリーンセンターの概要

本町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びペットボトルは、三木町、さぬき市、東かがわ市の2市1町で構成する香川県東部清掃施設組合の施設にて共同処理を行っている。

当該施設は溶融処理を行い、処理した際に発生するスラグ及びメタルは資源化を行っており、溶融飛灰も資源化を行っていることから、最終処分をしているものが無い。

また、処理を行う際に発生した熱エネルギーについては、施設内の電力等としてエネルギー活用を行っている。

表 3-2 に香川東部溶融クリーンセンターの概要を示す。

表 3-2 香川東部溶融クリーンセンターの概要

施設名称	香川東部溶融クリーンセンター	
所在地	香川県さぬき市長尾東 3013 番地	
敷地面積	約 17,200 m <sup>2</sup>	
ごみ溶融処理施設	処理方式	全連続高温溶融方式
	稼動開始時期	平成 9 年 6 月 (3 号炉 平成 14 年 4 月稼動開始)
	処理能力	溶融炉 : 210 t / 日 (70 t / 24 h × 3 炉) 粗大ごみ破砕機 : 10 t / 日 (5 h)
	処理対象物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
	余熱利用設備	廃熱ボイラ、蒸気タービン発電機
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式 (HCL)、尿素吹込方式 (脱 NOX)、活性炭吹込方式 (脱ダイオキシン類)
	灰処理設備	薬剤処理、セメント固化方式及び集じん灰搬送方式
	粗大ごみ破砕機	10 t / 5 h
リサイクルセンター	処理方式	ペットボトルの圧縮梱包
	稼動開始	平成 14 年 4 月
	処理能力	0.8 t / 日 (5 h)

### 3 ごみ収集運搬処理等の現況

#### (1) 定期収集

本町で発生する一般廃棄物の分別区分及び品目例等を表 3-3 に示す。

表 3-3 定期収集

収集区分	主 な 品 物		出 し 方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所ごみ（生ごみ、残飯、食用油）</li> <li>・紙くず類（ちり紙、紙おむつ）</li> <li>・テープ・ディスク類 （カセットテープ、DVD）</li> <li>・皮革・ゴム製品（革靴、長靴、靴）</li> <li>・プラスチック製品（プラモデル、調味料の容器）</li> <li>・繊維くず（枕、ぬいぐるみ、軍手）</li> <li>・枯葉、木くず、剪定枝</li> <li>・焼却灰</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町指定ごみ袋（45ℓ、30ℓ、20ℓ）に入れる。</li> <li>・生ごみは、十分に水切りする。</li> <li>・食用油やインクは、紙などにしみこませて出す。</li> <li>・紙おむつは、汚物を取り除いて出す。</li> <li>・木くず、剪定枝は、太さ 5 cm 以内、長さ 40 cm 以内に切断して指定（45ℓ）を巻きつけて出す。</li> <li>規定を超えるサイズの木くずは木くず処理許可業者へ持ち込む。</li> <li>・焼却灰は、飛散しないようにして町指定袋に入れる。</li> </ul>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電製品（家電 4 品目を除く） ドライヤー、ラジカセ、炊飯器、ポット等</li> <li>・陶磁器類（皿、茶碗、植木鉢、壺）</li> <li>・ガラスくず（ガラス食器、花瓶）</li> <li>・複合素材製品（傘、眼鏡、ペン）</li> <li>・電球・壊れた陶器・刃物等</li> <li>・水銀含有ごみ（蛍光灯・水銀計等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電球・ガラス・壊れた陶器・刃物等は新聞紙等で包んで袋や箱に入れて「危険」と表記して出す。</li> <li>・蛍光灯は、割れないよう新聞で包んで「蛍光灯」と表記して出す。</li> <li>・小型家電製品の電池は取り外してから出す。</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除機、ストーブ、据置コンロ、布団等</li> <li>・長さが 40 cm 以上 1m 以下かつ 15 kg 未満の家具等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・布団類は 1 枚ずつ十字に束ねて出す。</li> <li>・ストーブ類の灯油は抜いて出す。</li> <li>・ほうき、ゴルフクラブ、すだれは長さ 1 m 以上でも出すことができる。</li> </ul>
大型粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たんす、机、マッサージ器、ソファ、畳、マットレス、ベッド等 （1m を超える家具等または 15 kg を超える重さのもの）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集できないので、直接クリーンセンターへ持ち込む。もしくは臨時・粗大ごみの個別収集を利用する。</li> </ul>
缶類	・アルミ製	飲料缶、スプレー缶、缶詰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を空にしてすすいで出す。</li> <li>・スプレー缶などは中身を使い切り、ガス抜きをして出す。</li> <li>・町専用網袋（緑色）に入れる。</li> </ul>
	・スチール製	飲料缶、缶詰、菓子缶、スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を空にしてすすいで出す。</li> <li>・スプレー缶などは中身を使い切り、ガス抜きをして出す。</li> <li>・町専用網袋（青色）に入れる。</li> </ul>

びん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料びん</li> <li>・化粧品びん</li> <li>・酒びん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップをとり、中身を軽くすすぎ、色別（茶色・白色・青緑色）に分けて町専用コンテナ（水色）に入れる。</li> <li>・キャップやふたは可燃ごみへ出す。</li> </ul>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップとラベルをとり、中身を軽くすすいで出す。（キャップとラベルは可燃ごみへ出す）</li> <li>・つぶさないで出す。</li> <li>・町専用網袋（黄緑色）に入れる。</li> </ul>
紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞・牛乳パック</li> <li>・雑誌・雑紙</li> <li>・段ボール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類ごとにひもで十字に束ねて出す。</li> <li>・雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次回の収集日に出す。</li> <li>・和紙や加工紙は可燃ごみへ出す。</li> </ul>
布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類</li> <li>・タオル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひもで結ぶかポリ袋に入れて出す。</li> <li>・雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次回の収集日に出す。</li> <li>・汚れているものは可燃ごみへ出す。</li> </ul>
金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理器具（フライパン、鍋、やかん）</li> <li>・缶類（30cm以上40cm未満、オイル缶、ペンキ缶等）</li> <li>・鉄くず（鉄アレイ、チェーン、バーベル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用の缶類は収集不可。</li> <li>・中身の入った缶類は収集不可。</li> </ul>
廃乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筒型・角型乾電池、ボタン・コイン電池</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町専用バケツ（赤色）へ</li> </ul>
小型充電式電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素充電電池とそれらを内蔵する小型の電子機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集できないので町の小型充電式電池回収窓口へ持ち込む</li> </ul>
<p>臨時・粗大ごみ（個別収集）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三木町クリーンセンターへ電話予約申し込みをする。</li> </ul> <p>軽トラック1台につき 3,810円(税抜)  普通トラック1台につき4,630円(税抜)  2トン車1台につき 9,524円(税抜)  (分別し、可燃ごみは指定袋に入れる)</p>

(2) 収集地区及び収集日について

本町における収集地区及び収集日は表 3-4 のとおりであり、ごみステーションは町内に 700 箇所程度あり、いずれのステーションも地元の自治会長などを中心に地区住民により維持管理が行われている。

表 3-4 収集地区及び収集日

収集地区		可燃ごみ	資源ごみ (カン・ビン・ ペットボトル)	資源ごみ (紙・衣類・ 金属) 不燃ごみ 粗大ごみ	廃乾電池
		週 2 回	月 2 回	月 1 回	月 1 回
平井地区 (池戸)	宮ノ前、池戸下所、登松、宗戸北、宗戸中、宗戸南、柳町、錦町北、錦町南、桜町北、桜町南、天神前、天神町、大塚、上池西、上池東、大塚西団地、サントウン上池東	月曜日 木曜日	第 1・3 火曜日	第 1 金曜日	第 1 火曜日
平井地区 (鹿伏・ 平木・ 池戸)	鹿伏東、鹿伏、白山台団地、シャルム平木尾池、白山ビレッジ、茶園、花枝東、花枝西、平木下所、三木団地、荒木、荒木団地、平木下所団地、砂入、砂入団地、大塚団地	月曜日 木曜日	第 2・4 火曜日	第 3 水曜日	第 2 火曜日
平井地区 (平木・ 井上・ 池戸)	平尾、高野、山田、宮ノ浦東、宮ノ浦西、尾崎、川西、川東、小原、馬場、南地、小谷、中谷、北地、立石、柿谷、戸敷、戸敷中、風呂谷、深谷、四角寺、香蓮寺、西浦谷、鍋淵、高尾、医学部看護師宿舎、医学部池戸宿舎、男井間団地、四角寺南団地	火曜日 金曜日	第 2・4 木曜日	第 1 水曜日	第 2 木曜日
氷上地区	下氷上、福万、重元、寺ノ前、中川、花丸、長生、中川団地、南中川団地、公社氷上団地	月曜日 木曜日	第 2・4 水曜日	第 2 金曜日	第 2 水曜日
	長楽寺、川原、丸岡、青岸	月曜日 木曜日	第 1・3 水曜日	第 4 金曜日	第 1 水曜日
	大字氷上のうち嶽、氷谷原、大字上高岡全域	火曜日 金曜日	第 1・3 月曜日	第 2 水曜日	第 1 月曜日

	高原	火曜日 金曜日	第1・3 木曜日	第4 水曜日	第1 木曜日
田中地区	西地、砂古、高津、寺ノ浦、四十塚、赤坂、中原、高原	月曜日 木曜日	第1・3 火曜日	第4 金曜日	第1 火曜日
	柳原、北天枝、南天枝、中北、中西、中東、中免、柳原団地、柳原グリーンタウン	月曜日 木曜日	第2・4 火曜日	第4 金曜日	第2 火曜日
	穴田、上田中西、上田中東、北石塚、中石塚、南石塚、東石塚、下宮尾東、下宮尾西、上宮尾、石塚団地、プレイズタウン宮尾、大字朝倉全域	月曜日 木曜日	第1・3 水曜日	第4 金曜日	第1 水曜日
	大字小養のうち小養下所、足田打を除く区域	火曜日	第2 月曜日	第4 金曜日	第2 月曜日
	小養下所	火曜日	第2 月曜日	第4 水曜日	第2 月曜日
	足田打	木曜日	第2 月曜日	第4 金曜日	第2 月曜日
井戸地区	全域	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	第2 水曜日	第1 月曜日
下高岡地区	白山、みどりヶ丘正一	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	第2 水曜日	第1 月曜日
	塚脇、江村、八戸、原北、四篠、新開1、新開、正一、鳥打、駒足、白山南団地、江村住宅、原北東団地、駒足美季の森、白山西団地	火曜日 金曜日	第1・3 木曜日	第4 水曜日	第1 木曜日
神山地区	大字鹿庭全域	火曜日 金曜日	第2・4 月曜日	第4 水曜日	第2 月曜日
	大字奥山全域	火曜日	第2 月曜日	第4 水曜日	第2 月曜日

(3) 三木町で収集及び処理しないものについて

家庭から発生する廃棄物のうち、表 3-5 にある廃棄物については、三木町で収集及び処理を行わないのでそれぞれの処理専門店及び業者に住民自らが確認し処理するものとする。パソコン、冷蔵庫などについては、家電リサイクル対象品目のため、所定の手続きを経て処理する。

表 3-5 町で収集及び処理しないもの

種 類	主 な 品 目
危 険 物	ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、廃油、バッテリー、薬品類、医薬系廃棄物、毒物、ガスボンベ等
処理困難物	セメント、コンクリート片、ブロック、瓦、石、残土、砂利、ガレキ、ボート、FRP製品、太陽光パネル、建築廃材、消火器、フロンガス使用製品、アコースティックピアノ、タイヤ等の自動車部品、オートバイ（50 cc以上・電動）等
産業廃棄物	事務所、商店、工場など事業活動に伴って発生した廃棄物であり、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸・廃アルカリ、廃プラスチック類、金属クズ、その他政令で定める廃棄物。農機具、農業用ビニール、畔なみ、ハウス資材（鉄骨、ビニール）等
パソコン	デスクトップパソコン（本体）、ノートパソコン、一体型パソコン
家電4品目	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン

(4)三木町クリーンセンターへ直接搬入する場合について

三木町クリーンセンターへごみを直接搬入する場合については一般廃棄物処理手数料を徴収して処理を行う。内容については表 3-6 に示す。

表 3-6 三木町クリーンセンター処理手数料等（令和 8 年 4 月変更）

収集区分	料 金
可燃ごみ	袋指定 注) 指定袋以外の袋等に入っている可燃ごみについては有料となる。
不燃ごみ	10 k g ごとにつき 140 円 注) 持込量が 10 k g 未満の場合は 10 k g となる。
資源ごみ	無料
粗大ごみ	10 k g ごとにつき 140 円 注) 持込量が 10 k g 未満の場合は 10 k g となる。
搬入時間	(祝日・年末年始を除く) 毎週月・火・木・金曜日：午前 8 時 45 分～午後 3 時 45 分 第 2・4 土曜日：午前 8 時 45 分～午前 11 時 00 分

※算出金額は、上記記載額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。

(5)個別収集について

本町では、家庭で発生する一般廃棄物のうち、事前予約による臨時・粗大ごみの個別収集を行っており、住民から依頼があった場合は、軽トラック、普通トラック又は 2 t 車で個別収集を行う。手数料を別途必要とし、料金については、前述の表 3-3 に示すとおりである。

## 4 ごみの再資源化及び減量化

本町で行うごみの再資源化及び減量化の概要を下記に示す。

### (1) 行政によるごみ再資源化について

#### (ア) 不燃ごみ及び粗大ごみ

各ごみステーション及び直接搬入で収集した不燃ごみ及び粗大ごみは香川東部溶融クリーンセンターへ搬入し、溶融処理を行っている。

#### (イ) 資源ごみ（三木町クリーンセンター中間処理）

各ごみステーション及び直接搬入で収集した資源ごみは、三木町クリーンセンターで選別される。ペットボトルは東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）へ、缶類（スチール缶、アルミ缶）、ビン類（無色びん類、茶色びん類、その他着色びん類）、紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等）及び廃乾電池、小型家電、水銀含有ごみ、小型充電式電池は、分別などの中間処理を実施し業者等へ搬出し再資源化している。

### (2) 集団回収について

資源ごみについては、再生資源回収団体（校区 PTA 又は校区子ども会）に対し補助金を交付し、集団資源回収を推進している。補助金の交付額は 1 回あたりの収集量 10 t 以上が 60,000 円、5 t 以上 10 t 未満が 45,000 円、5 t 未満が 30,000 円としている。（一校区年 2 回まで）

### (3) 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成制度について

本町では、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して助成を行っている。生ごみ処理容器は、購入金額の 1/2 補助で限度額 3,000 円とし、生ごみ処理機は、購入金額の 1/2 補助で限度額 20,000 円としている。生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成の各年度実績を表 3-7 に示す。

表 3-7 生ごみ処理容器、生ごみ処理機購入助成実績

(単位：基)

	生ごみ処理容器	生ごみ処理機
平成 27 年度	24	6
平成 28 年度	21	3
平成 29 年度	15	4
平成 30 年度	13	5
令和元年度	22	8
令和 2 年度	24	13
令和 3 年度	17	8
令和 4 年度	21	11
令和 5 年度	15	16
令和 6 年度	17	21

(4) 再生利用状況の実績について

本町における平成 27 年度から令和 6 年度までの再生利用状況の実績を表 3-8 に示す。町による回収量は減少傾向にある。溶融施設における再生資源量（メタル、スラグ、溶融飛灰）も減少傾向にある。集団回収を含めたリサイクル率も同様に減少傾向にあるが、香川県循環型社会推進計画の令和 5 年度実績値 18.8%を上回っている状況である。

表 3-8 再生利用状況

(単位:t)

年度		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	
ごみの総排出量①		8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	
資源化量	町による回収	紙・布	923	952	931	899	912	931	896	852	812	768
		鉄類	130	119	122	137	115	136	120	109	92	93
		ビン	163	176	173	151	137	165	142	133	124	110
		ペットボトル	32	31	33	35	35	38	37	37	36	36
		蛍光灯	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
		電池	7	6	6	6	6	6	9	7	7	7
		計	1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015
	溶融施設における資源化量	メタル	130	118	111	106	113	123	110	96	89	93
		スラグ	720	628	647	617	605	633	582	588	524	526
		溶融飛灰	240	255	194	181	177	182	179	168	158	162
		計	1,090	1,001	952	904	895	938	871	852	771	781
	合計②		2,345	2,285	2,217	2,132	2,100	2,214	2,075	1,990	1,843	1,796
	資源団回収	紙・布	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24
		鉄類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビン		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計③		23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	
リサイクル率 (②+③)/①		29.2%	29.1%	28.4%	28.1%	27.7%	28.7%	26.9%	27.1%	25.9%	25.5%	

## 5 ごみ処理実績及びその性状

### (1) ごみ排出量の実績について

本町における平成 27 年度から令和 6 年度までのごみ搬出量実績は表 3-9 に示すとおりである。

### (2) 種別ごとの収集ごみについて

#### (ア) 可燃ごみ

家庭用ごみの平成 27 年度における年間排出量は 4,440 t で、令和 6 年度においては 4,096 t であり、途中で増加した年度もあるが、緩やかに減少傾向にある。1 日 1 人平均排出量については、一定の数値内で増加と減少が繰り返し見られる。許可収集ごみの年間排出量は平成 27 年度においては 1,958 t で、令和 6 年度においては 1,501 t であり、途中で増加した年度もあるが、緩やかに減少傾向にある。1 人 1 日平均排出量は、平成 27 年度においては 187 g で、令和 6 年度においては 153 g であり、途中で増加した年度もあるが、緩やかに減少傾向にある。

#### (イ) 不燃・粗大ごみ

平成 27 年度における年間排出量は 439 t で、令和 6 年度における年間収集量は 500 t であり増加傾向にある。1 日 1 人当たりの収集量についても増加傾向にある。

#### (ウ) 資源ごみ

紙・布の平成 27 年度における年間排出量は 923 t で、令和 6 年度においては 768 t であり、特にここ数年で減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 27 年度においては、88 g で令和 6 年度においては 82 g であり、こちらもここ数年減少傾向である。鉄類の平成 27 年度における年間排出量は 130 t で、令和 6 年度においては 93 t であり、減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 27 年度においては 12 g で、令和 6 年度においては 9 g であり、減少している。ビンの平成 27 年度における年間排出量は 163 t で、令和 6 年度においては 110 t であり、減少している。1 人 1 日平均排出量は、平成 27 年度においては 16 g で令和 6 年度においては 11 g であり、減少している。ペットボトルの平成 27 年度における年間排出量は 32 t で、令和 6 年度においては 36 t であり、増加している。1 人 1 日平均排出量は、平成 27 年度においては 3.1 g で令和 6 年度においては 3.7 g であり、増加している。廃乾電池は年間排出量、1 人 1 日平均排出量ともに緩やかに増加傾向にある。

#### (エ) 集団回収ごみ

平成 27 年度における年間排出量は 23 t で、令和 6 年度においては 24 t で横ばいである。

表 3-9 三木町ごみ排出量実績

項目	ごみ種別	単位	年 度										
			H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	
行政区域内人口		人	28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	
計画収集人口			28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	
自家処理人口			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年間ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	6,398	6,218	6,153	5,908	5,903	5,920	5,992	5,698	5,635	5,597	
	家庭系		4,440	4,352	4,375	4,362	4,439	4,433	4,393	4,341	4,262	4,096	
	許可		1,958	1,866	1,778	1,546	1,464	1,487	1,599	1,357	1,373	1,501	
	不燃・粗大ごみ		439	416	430	500	525	551	568	560	479	500	
	資源ごみ		1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015	
	紙・布		923	952	931	899	912	931	896	852	812	768	
	鉄類		130	119	122	137	115	136	120	109	92	93	
	ビン		163	176	173	151	137	165	142	133	124	110	
	ペットボトル		32	31	33	35	35	38	37	37	36	36	
	蛍光灯		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	廃乾電池		7	6	6	6	6	6	9	7	7	7	
	資源(集団回収)		23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	
	計		8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	
日平均ごみ排出量	可燃ごみ	t/日	17.4	17	16.7	16.1	16.1	16.1	16.3	15.5	15.3	15.3	
	家庭系		12.1	11.9	11.9	11.9	12.1	12.1	12	11.8	11.6	11.2	
	許可		5.3	5.1	4.8	4.2	4	4	4.3	3.7	3.7	4.1	
	不燃・粗大ごみ		1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	
	資源ごみ		3.4	3.5	3.5	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8	
	紙・布		2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	
	鉄類		0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
	ビン		0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	
	ペットボトル		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	蛍光灯		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
	廃乾電池		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	
	計		22	22	21	21	21	21	21	20	20	19	
	1人1日平均ごみ排出量		可燃ごみ	g/日・人	611	596	591	572	573	584	597	571	566
家庭系		424	417		420	422	431	437	438	435	428	417	
許可		187	179		171	150	142	147	159	136	138	153	
不燃・粗大ごみ		42	40		41	48	51	54	57	56	48	51	
資源ごみ		119.8	122.6		121.8	119	116	125.3	119.6	113.4	107.4	102.5	
紙・布		88	91		89	87	88	92	89	85	82	78	
鉄類		12	11		12	13	11	13	12	11	9	9	
ビン		16	17		17	15	13	16	14	13	12	11	
ペットボトル		3.1	3		3.2	3.4	3.4	3.7	3.7	3.7	3.6	3.7	
蛍光灯		—	—		—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1
廃乾電池		0.7	0.6		0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7	
計		773	759		754	739	740	763	774	740	721	724	

## 6 問題点の整理と課題の抽出

### (1) 排出抑制について

国・県の計画実績と比較した場合、令和5年度の1人1日平均ごみ排出量は721gであり、全国平均値851g、県平均値825gを下回っている。また、リサイクル率においては25.9%であり、県実績の18.8%を上回っている。循環型社会の実現に向け、引き続きごみの排出抑制への取組みを強化する。

### (2) 収集運搬について

ごみの排出抑制・資源化対策に対応した効率的な収集運搬体制を構築する。また、各ごみステーションの適正な維持管理を徹底するよう指導する。

### (3) 中間処理について

各ごみステーション収集や直接搬入により収集した資源ごみは三木町クリーンセンター及び東部溶融クリーンセンター等で適正に中間処理することで、ごみの再資源化及び減量化の強化を図る。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理方針

#### (1) 基本理念

本町は、讃岐山脈を源とする新川や吉田川などの河川が南北に流れる自然豊かな環境に位置し、田園空間が広がる讃岐平野の中で、豊かな自然環境と景観を誇る町である。

また、水稲・野菜や果物などの農産物を生み出す農業の町としての特色を持ちながら、香川大学医学部をはじめとして幼稚園から高等学校、文化交流プラザやサンサン館みきなど、教育・文化・生涯学習に関する施設が充実した文教の町として、暮らしやすさと豊かな自然が共存し、調和のとれた住みよい町として発展してきた。

しかしながら、現代社会においては急速に進む人口減少、昨今の物価高騰、デジタル化の急速な進展、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に伴う住民ニーズの多様化など、町を取り巻く環境は大きな変化に直面しており、このような転換期において、柔軟かつ効率的な町政運営がこれまで以上に強く求められている。

こうした背景を踏まえ、本町では令和8年3月に策定した「三木町総合計画」において、町がめざす将来像を「若者が帰ってくるふるさとを創る ～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよしのまちづくり～」と定め、この将来像の実現に向け、人口減少や少子高齢化といった課題に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための総合的な指針として掲げている。

なお、本計画におけるごみ処理分野の目標としては、これからも町民が衛生的な生活環境を享受できるように、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による「1人1日当たりの一般廃棄物処理量」の削減を目指している。

#### (2) 現状と課題

本町においては、ごみ処理について適正かつ効率的に処理を行うため、住民に対して「家庭ごみの正しい分別と出し方のパンフレット」や「ごみ分別早見表（50音順）」などを活用し周知することで、分別指導の徹底や分別形態の見直しを行っているところである。

また、水銀含有ごみやリチウムイオン充電電池など新たに問題となっている有害なごみの収集処理方法を検討し更なるごみの適正処理に努めているが、ごみ処理に係る費用は安価なものではなく、今後ごみ排出の減量化や適切な分別指導を徹底することにより、更なる再資源化を図ることで処理費の削減や循環型社会の形成を推進していく必要がある。

### (3) 基本方針

各種の条例及び計画に基づき、適正かつ計画的な一般廃棄物処理を推進するとともに関係各法令に則り、一般廃棄物の処理体系の確立に努めていく。

ごみの処理における施策等について以下に示す。

(ア) 町民の理解と協力を得ながら、分別収集の指導を徹底することによりごみの再資源化及び減量化を図る。

(イ) 快適な生活を維持し発展させるため、ごみの排出量の抑制を図るとともに、循環型社会の形成を推進する。

(ウ) ごみの適正な分別及び処分を円滑に行い、計画的かつ効果的な収集処理体制を図る。

(エ) 廃棄物の処理については、関係機関との連携により、適正な処理と再資源化に努める。

## 2 人口及びごみの量の予測

本町における将来人口については三木町総合計画をもとに、収集ごみ分別形態別収集単位については、過去の実績をもとに「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）」に示された方法等を用いて予測をおこなった。予測方法、予測手順、予測参考資料を以下に示す。

### (1) 予測方法

ごみ排出量原単位等の予測について、下記に示す3つの関数モデルを用いた。

#### 【予測式】

(1) 一次傾向線

$$y = a + b \cdot t \quad (a, b : \text{定数})$$

(2) 二次傾向線

$$y = a + b \cdot t + c \cdot t^2 \quad (a, b, c : \text{定数})$$

(3) 一次指数曲線

$$y = a \cdot b^t \quad (a, b : \text{定数})$$

t : 基本年度からの経過年数

## (2) 予測手順

人口の予測は、三木町総合計画に基づき行っている。また、ごみ排出量原単位(収集量)は、過去のごみ排出量実績(10年間)に基づき予測を行った。

ごみ排出量原単位及び計画処理量の予測手順は、図 4-1 のとおりである。

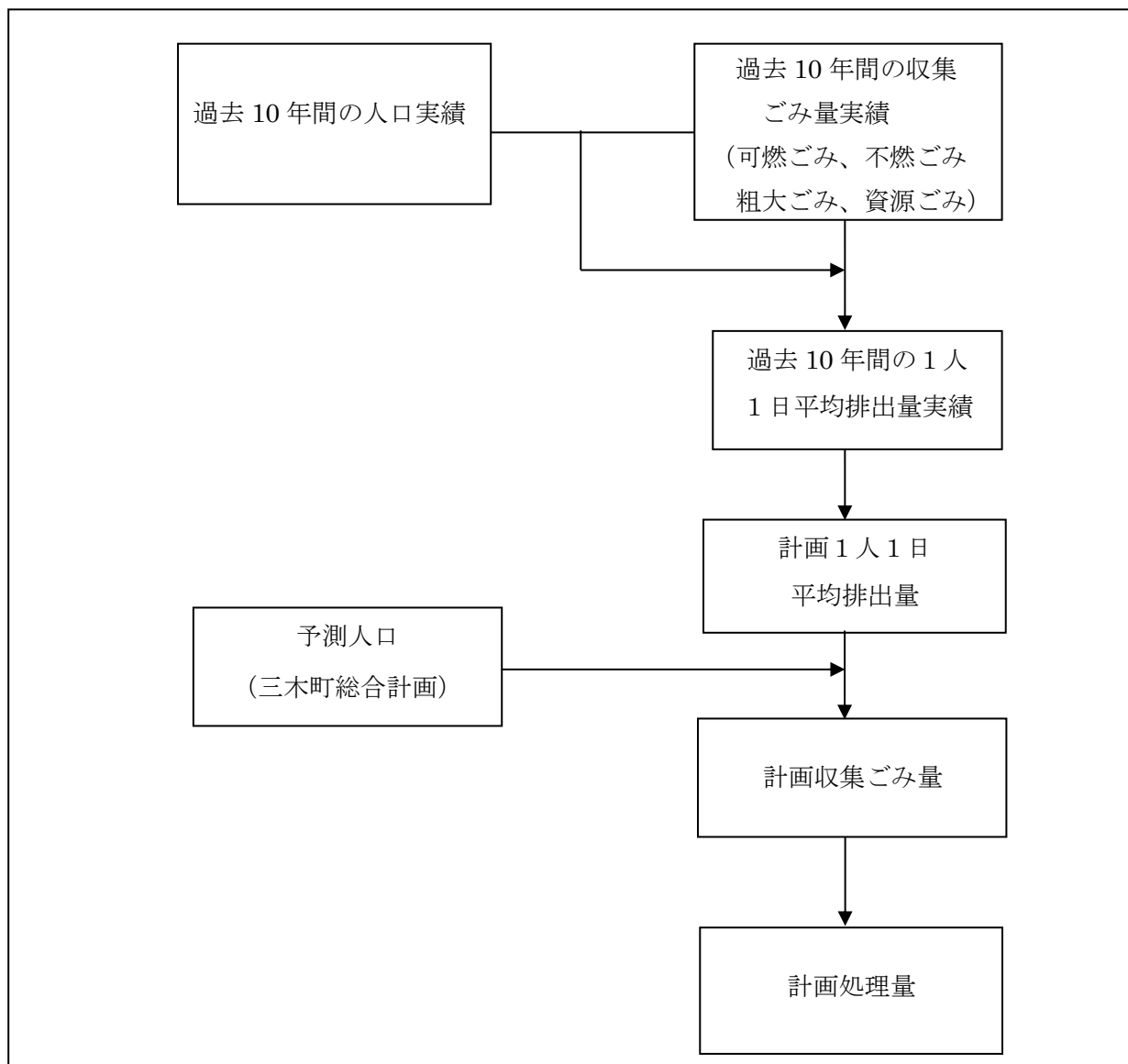


図 4-1 ごみ処理量の予測手順

## (3) 予測参考資料

将来人口は、「三木町総合計画(令和 8 年 3 月、三木町)」を参考に設定した。

### (ア) 三木町の将来推計人口

「三木町の将来推計人口」は、三木町総合計画の策定基礎資料の一つである。推計

では、総合計画の目標年度である令和12年には25,289人、令和17年には24,502人になっている。今後、本町でも少子高齢化が進み、人口が減少する傾向が示されている。

(4) 将来人口の予測結果

将来人口の予測結果は、表4-1から表4-2に示すとおりである。

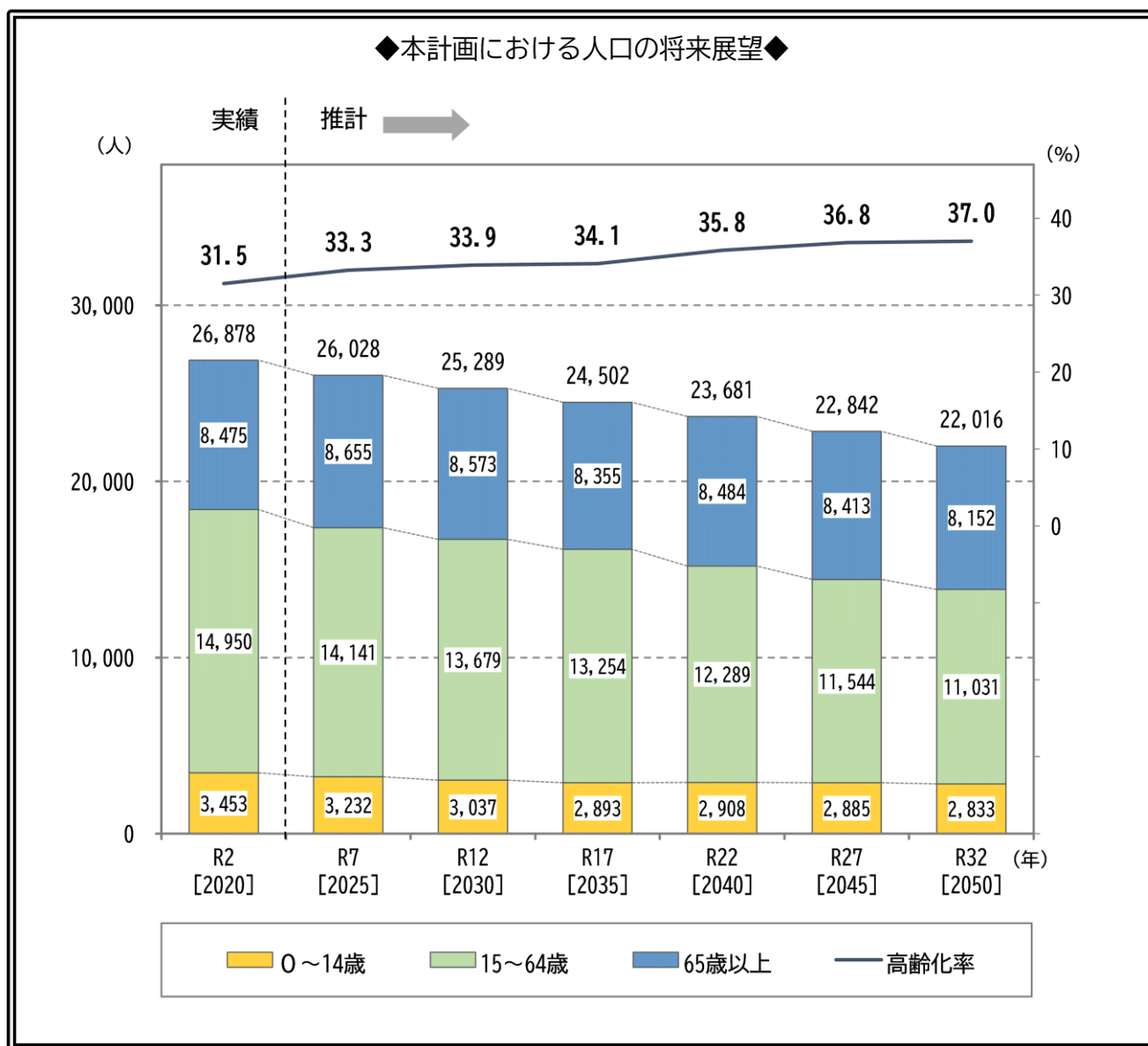
表4-1 人口予測結果

(人)

	年 度	人 口
実 績 値	平成27	28,642
	平成28	28,575
	平成29	28,536
	平成30	28,319
	令和元	28,165
	令和2	27,773
	令和3	27,487
	令和4	27,345
	令和5	27,186
	令和6	26,936
予 測 値	令和7	26,028
	令和8	25,880
	令和9	25,732
	令和10	25,585
	令和11	25,437
	令和12	25,289
	令和13	25,132
	令和14	24,974
	令和15	24,817
	令和16	24,659
	令和17	24,502

\*人口の実績値は各年度9月末における住民基本台帳と外国人登録原票を合わせた人数

表 4-2 各予測式による将来人口の予測



三木町総合計画より抜粋

(5) 将来におけるごみ排出原単位の予測結果

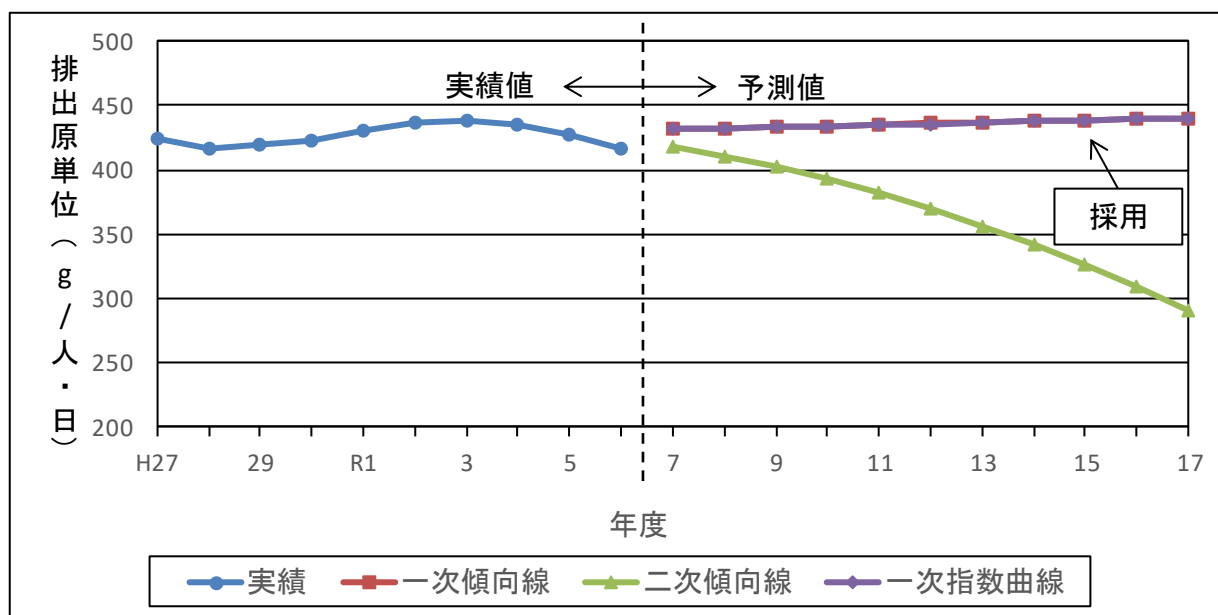
① 可燃ごみ

可燃ごみの排出原単位の予測結果については表 4-3 から表 4-5 に示すとおりである。家庭系については、トレンド法による予測可能 3 式の決定係数のうち二次傾向線が最も決定係数が高いが、これまでの傾向より大きく量が変化することは考えにくいため、一次傾向線を採用した。許可収集については、二次傾向線が最も決定係数が高いが、今後大きく増加する可能性は低いため、現実的である二線のうち決定係数の高い一次指数曲線を採用した。

表 4-3 可燃ごみ排出原単位の予測結果

		(g/人・日)	
	年度	可燃ごみ (家庭系)	可燃ごみ (許可)
実測値	平成27	424	187
	平成28	417	179
	平成29	420	171
	平成30	422	150
	令和元	431	142
	令和2	437	147
	令和3	438	159
	令和4	435	136
	令和5	428	138
	令和6	417	153
予測値	令和7	432	133
	令和8	433	129
	令和9	433	126
	令和10	434	122
	令和11	435	119
	令和12	436	116
	令和13	437	112
	令和14	438	109
	令和15	439	106
	令和16	439	103
	令和17	440	100

表 4-4 可燃ごみ(家庭系)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

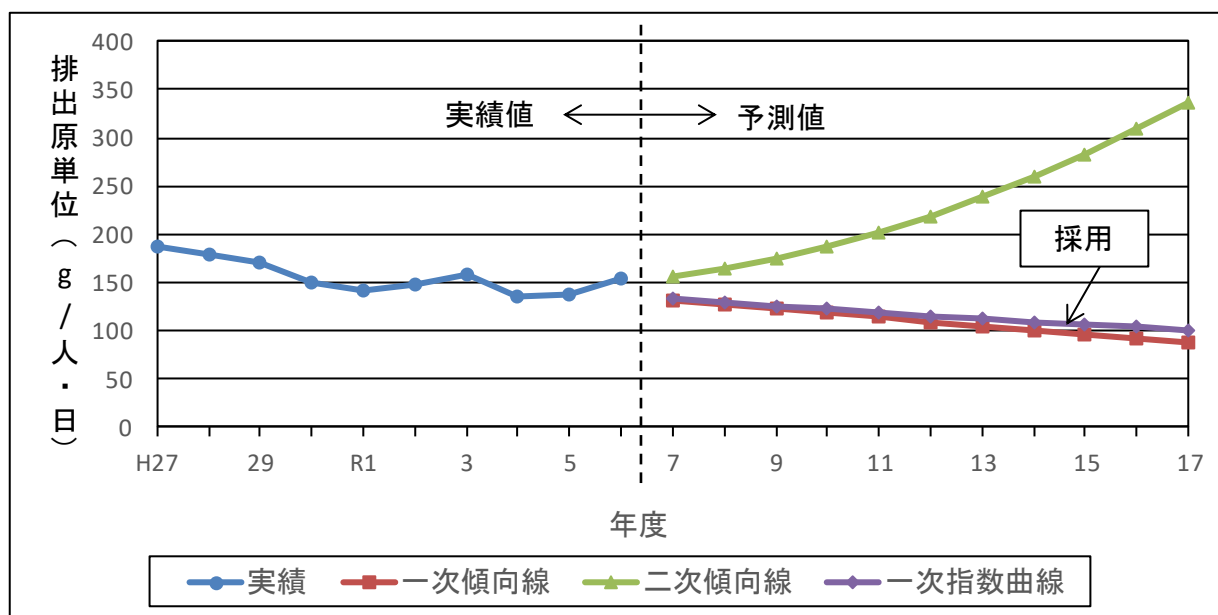
年度	実績
平成27	424
平成28	417
平成29	420
平成30	422
令和元	431
令和2	437
令和3	438
令和4	435
令和5	428
令和6	417

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	432	417	432
令和8	433	411	432
令和9	433	402	433
令和10	434	393	434
令和11	435	382	435
令和12	436	370	436
令和13	437	357	437
令和14	438	342	438
令和15	439	326	438
令和16	439	309	439
令和17	440	290	440
係数	a=423 b=0.8667 R <sup>2</sup> =0.1059	a=415.23 b=6.6962 c=-0.6477 R <sup>2</sup> =0.4847	a=422.97 b=e <sup>-0.002</sup> R <sup>2</sup> =0.1049
採用	○		

表 4-5 可燃ごみ(許可)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

年度	実績
平成27	187
平成28	179
平成29	171
平成30	150
令和元	142
令和2	147
令和3	159
令和4	136
令和5	138
令和6	153

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	132	155	133
令和8	127	164	129
令和9	123	174	126
令和10	118	187	122
令和11	114	202	119
令和12	109	219	116
令和13	105	238	112
令和14	100	260	109
令和15	96	283	106
令和16	92	309	103
令和17	87	337	100
係数	a=176.27 b=-4.4606 R <sup>2</sup> =0.5927	a=189.18 b=-14.142 c=1.0758 R <sup>2</sup> =0.8133	a=175.93 b=e <sup>-0.028</sup> R <sup>2</sup> =0.6175
採用			○

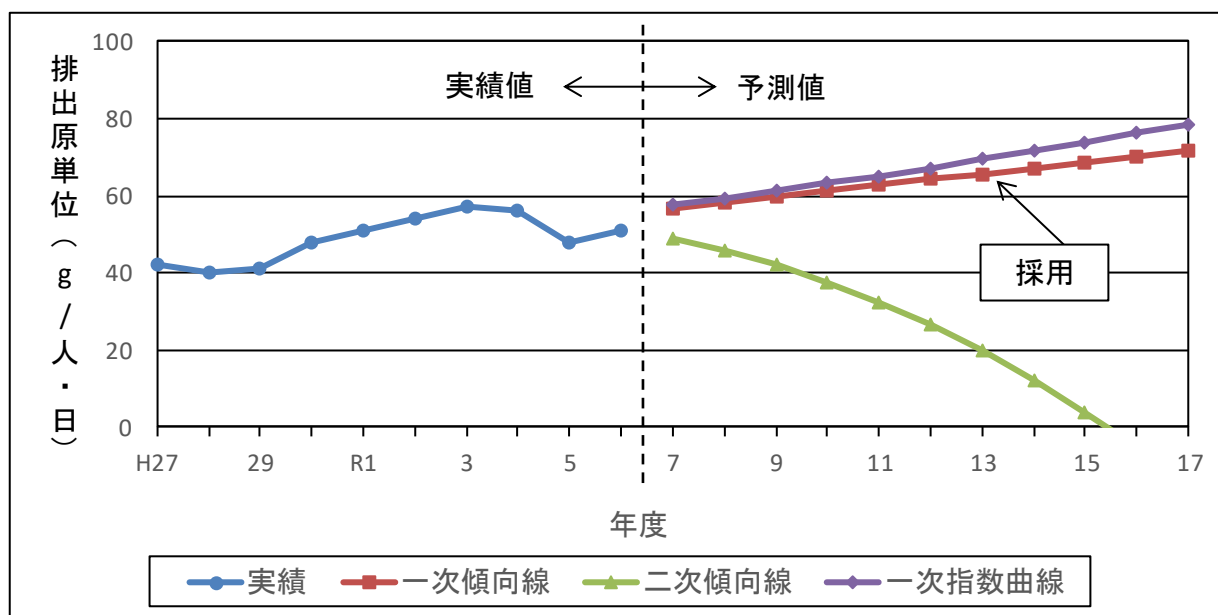
② 不燃・粗大ごみ

不燃・粗大ごみの排出原単位の予測結果については表 4-6 から表 4-7 に示すとおりである。トレンド法による予測可能 3 式の決定係数のうち二次傾向線が最も決定係数は高いが、現実的でない。現実的である二線のうち決定係数の高い一次傾向線を採用した。

表 4-6 不燃・粗大ごみ排出原単位予測結果

		(g/人・日)
	年度	不燃・粗大ごみ
実測値	平成27	42
	平成28	40
	平成29	41
	平成30	48
	令和元	51
	令和2	54
	令和3	57
	令和4	56
	令和5	48
	令和6	51
予測値	令和7	57
	令和8	58
	令和9	60
	令和10	61
	令和11	63
	令和12	64
	令和13	66
	令和14	67
	令和15	69
	令和16	70
	令和17	72

表 4-7 不燃・粗大ごみ排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

年度	実績
平成27	42
平成28	40
平成29	41
平成30	48
令和元	51
令和2	54
令和3	57
令和4	56
令和5	48
令和6	51

【予測値】 (g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	57	49	57
令和8	58	46	59
令和9	60	42	61
令和10	61	38	63
令和11	63	32	65
令和12	64	26	67
令和13	66	20	69
令和14	67	12	72
令和15	69	4	74
令和16	70	-5	76
令和17	72	-15	79
係数	a=42.2 b=1.4667 R <sup>2</sup> = 0.5195	a=37.745 b=4.8076 c=-0.3712 R <sup>2</sup> = 0.7325	a=42.088 b=e <sup>-0.0312</sup> R <sup>2</sup> = 0.4923
採用	○		

### ③ 資源ごみ

資源ごみの排出原単位の予測結果については表 4-8 から表 4-13 に示すとおりである。種類別にトレンド法により予測を行った。

紙・布においては、二次傾向線が最も決定係数は高いが、現実的でない。現実的である二線のうち決定係数の高い一次傾向線を採用した。

鉄類においては、二次傾向線が最も決定係数は高いが、現実的でない。現実的である二線のうち決定係数の高い一次傾向線を採用した。

ビンにおいては、二次傾向線が最も決定係数は高いが、現実的でない。現実的である二線のうち決定係数の高い一次傾向線を採用した。

ペットボトルにおいては、二次傾向線が最も決定係数は高いが、これまでの傾向より増加が見込まれることから、増加傾向の二線のうち決定係数の高い一次傾向線を採用した。

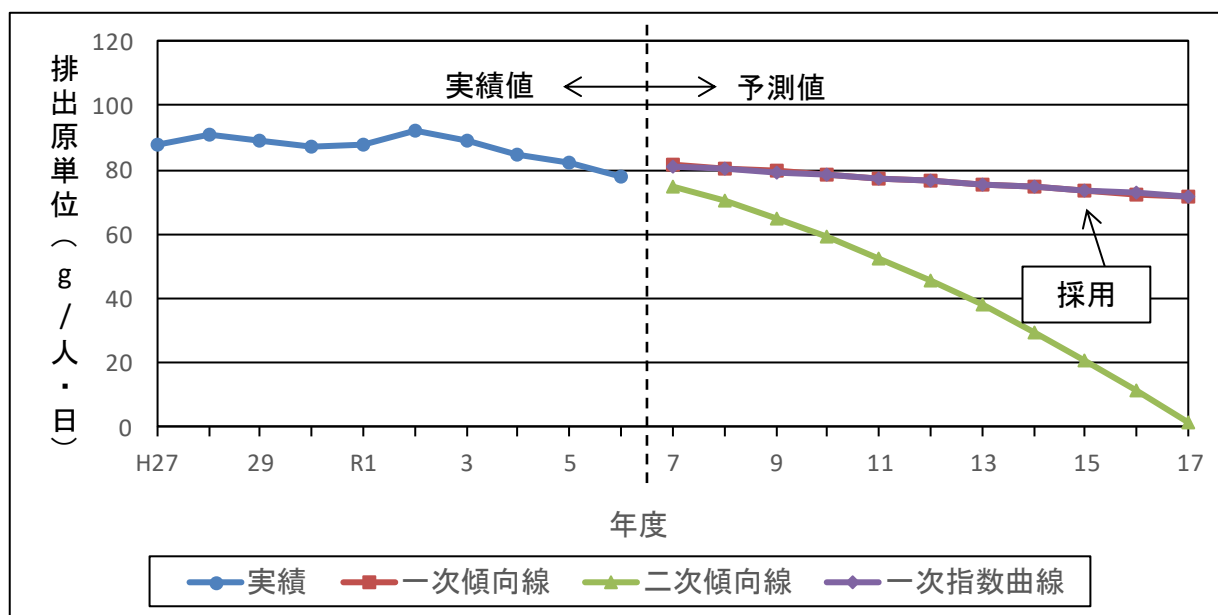
廃乾電池においては、二次傾向線が最も決定係数が高いが、これまでの傾向より大きな増減は考えにくいため、一次指数曲線を採用した。

令和 5 年度より資源ごみとして収集を開始した蛍光灯については、令和 7 年度以降も令和 6 年度と同程度の量が排出されるものとした。

表 4-8 資源ごみ排出原単位予測結果

		(g/人・日)					
	年度	紙・布	鉄類	ビン	ペットボトル	蛍光灯	廃乾電池
実績値	平成27	88	12	16	3.1	—	0.7
	平成28	91	11	17	3.0	—	0.6
	平成29	89	12	17	3.2	—	0.6
	平成30	87	13	15	3.4	—	0.6
	令和元	88	11	13	3.4	—	0.6
	令和2	92	13	16	3.7	—	0.6
	令和3	89	12	14	3.7	—	0.9
	令和4	85	11	13	3.7	—	0.7
	令和5	82	9	12	3.6	0.1	0.7
	令和6	78	9	11	3.7	0.1	0.7
予測値	令和7	81	9.7	11.1	3.9	0.1	0.7
	令和8	80	9.4	10.5	4.0	0.1	0.8
	令和9	79	9.2	9.9	4.1	0.1	0.8
	令和10	79	8.9	9.2	4.1	0.1	0.8
	令和11	78	8.6	8.6	4.2	0.1	0.8
	令和12	77	8.3	8.0	4.3	0.1	0.8
	令和13	76	8.0	7.4	4.4	0.1	0.8
	令和14	75	7.7	6.8	4.5	0.1	0.8
	令和15	74	7.5	6.2	4.5	0.1	0.9
	令和16	73	7.2	5.6	4.6	0.1	0.9
	令和17	72	6.9	5.0	4.7	0.1	0.9

表 4-9 資源ごみ(紙・布)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

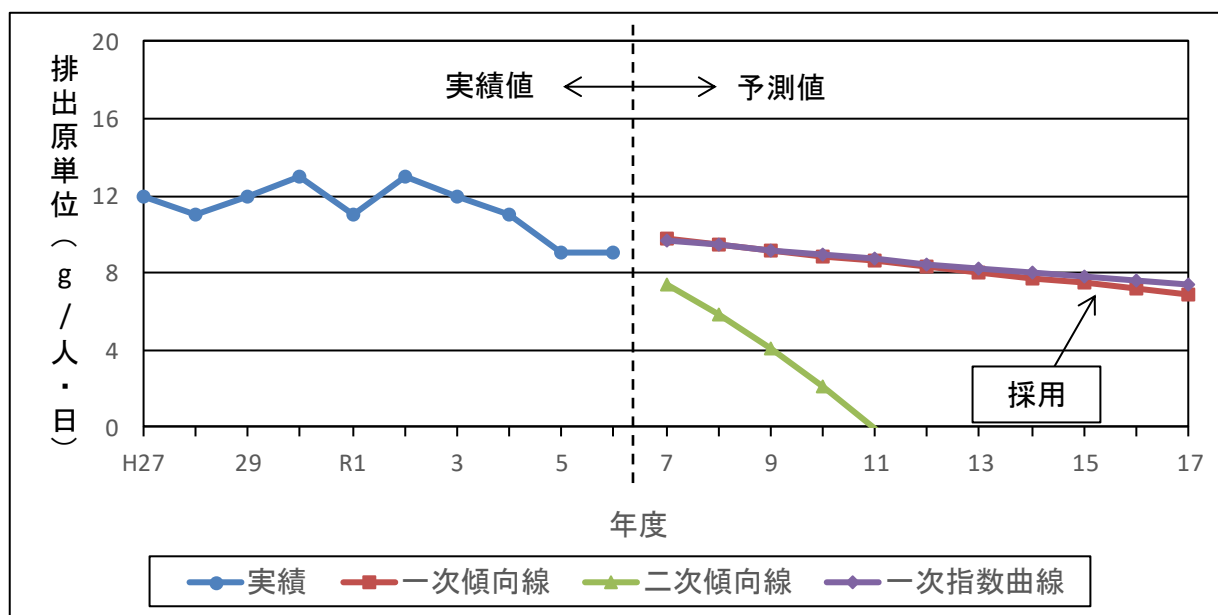
年度	実績
平成27	88
平成28	91
平成29	89
平成30	87
令和元	88
令和2	92
令和3	89
令和4	85
令和5	82
令和6	78

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	81	75	81
令和8	80	70	80
令和9	79	65	79
令和10	79	59	78
令和11	78	53	77
令和12	77	46	76
令和13	76	38	76
令和14	75	30	75
令和15	74	21	74
令和16	73	11	73
令和17	72	1	72
係数	a=91.345 b=-0.9879 R <sup>2</sup> =0.5004	a=87.709 b=1.7394 c=-0.303 R <sup>2</sup> =0.8017	a=91.501 b=e <sup>-0.012</sup> R <sup>2</sup> =0.4889
採用	○		

表 4-10 資源ごみ(鉄類)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

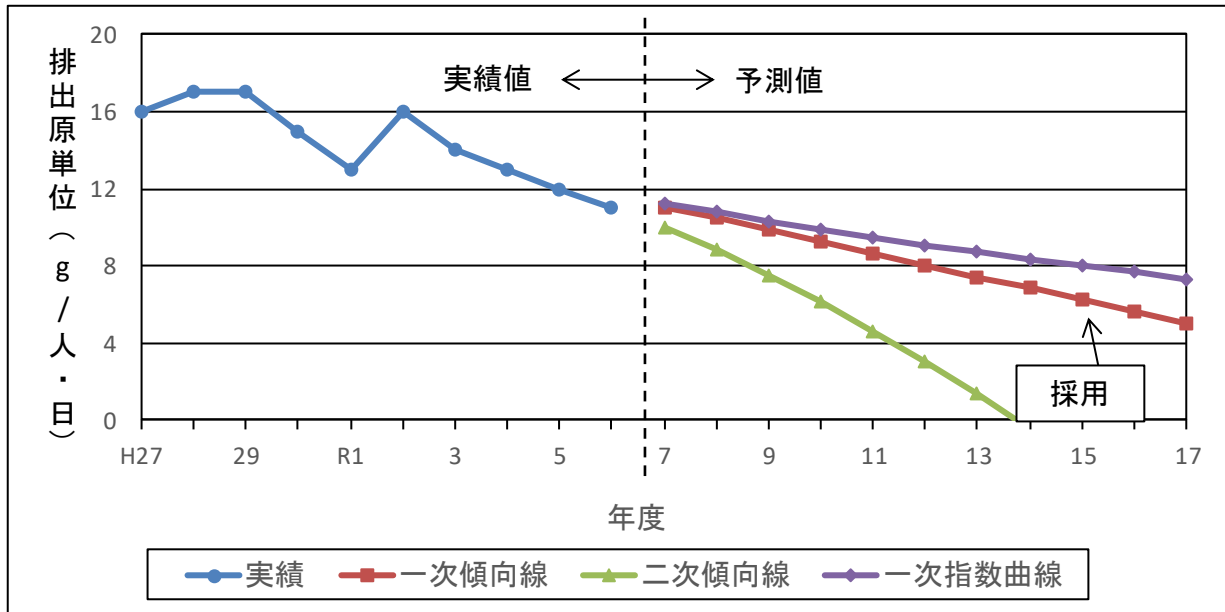
年度	実績
平成27	12
平成28	11
平成29	12
平成30	13
令和元	11
令和2	13
令和3	12
令和4	11
令和5	9
令和6	9

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	9.7	7.4	9.7
令和8	9.4	5.8	9.4
令和9	9.2	4.1	9.2
令和10	8.9	2.1	8.9
令和11	8.6	-0.1	8.7
令和12	8.3	-2.5	8.5
令和13	8.0	-5.1	8.2
令和14	7.7	-8.0	8.0
令和15	7.5	-11.0	7.8
令和16	7.2	-14.3	7.6
令和17	6.9	-17.7	7.4
係数	a=12.582 b=-0.2848 R <sup>2</sup> =0.3698	a=11.309 b=0.6697 c=-0.1061 R <sup>2</sup> =0.698	a=12.68 b=e <sup>-0.027</sup> R <sup>2</sup> =0.3459
採用	○		

表 4-11 資源ごみ(ビン)排出原単位の予測



【実績値】 (g/人・日)

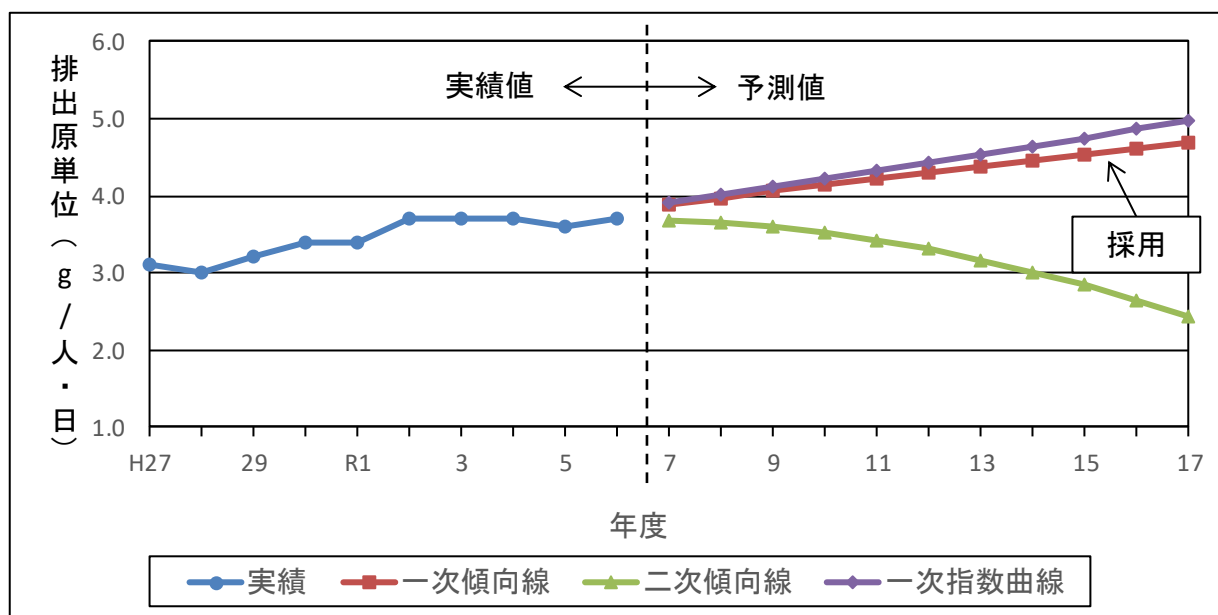
年度	実績
平成27	16
平成28	17
平成29	17
平成30	15
令和元	13
令和2	16
令和3	14
令和4	13
令和5	12
令和6	11

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	11.1	10.0	11.3
令和8	10.5	8.8	10.8
令和9	9.9	7.5	10.3
令和10	9.2	6.1	9.9
令和11	8.6	4.6	9.5
令和12	8.0	3.0	9.1
令和13	7.4	1.3	8.7
令和14	6.8	-0.5	8.3
令和15	6.2	-2.3	8.0
令和16	5.6	-4.3	7.7
令和17	5.0	-6.4	7.3
係数	a=17.127 b=-0.6061 R <sup>2</sup> =0.7501	a=16.536 b=-0.1629 c=-0.0492 R <sup>2</sup> =0.7818	a=17.325 b=e <sup>-0.043</sup> R <sup>2</sup> =0.7311
採用	○		

表 4-12 資源ごみ(ペットボトル)排出原単位の予測



【実績値】

(g / 人・日)

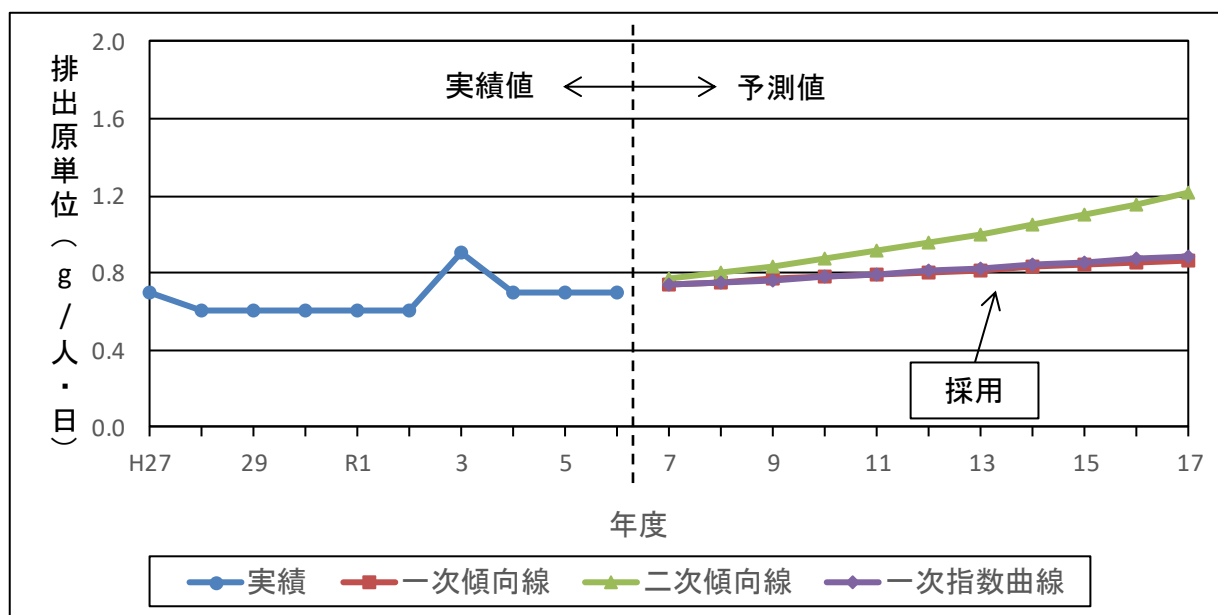
年度	実績
平成27	3.1
平成28	3.0
平成29	3.2
平成30	3.4
令和元	3.4
令和2	3.7
令和3	3.7
令和4	3.7
令和5	3.6
令和6	3.7

【予測値】

(g / 人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	3.9	3.7	3.9
令和8	4.0	3.6	4.0
令和9	4.1	3.6	4.1
令和10	4.1	3.5	4.2
令和11	4.2	3.4	4.3
令和12	4.3	3.3	4.4
令和13	4.4	3.2	4.5
令和14	4.5	3.0	4.6
令和15	4.5	2.8	4.7
令和16	4.6	2.6	4.9
令和17	4.7	2.4	5.0
係数	a=3.0873 b=0.0806 R <sup>2</sup> =0.8061	a=2.9691 b=0.1692 c=-0.0098 R <sup>2</sup> =0.8831	a=3.0902 b=e <sup>-0.0238</sup> R <sup>2</sup> =0.7902
採用	○		

表 4-13 資源ごみ(廃乾電池)排出原単位の予測



【実績値】

(g/人・日)

年度	実績
平成27	0.7
平成28	0.6
平成29	0.6
平成30	0.6
令和元	0.6
令和2	0.6
令和3	0.9
令和4	0.7
令和5	0.7
令和6	0.7

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	0.7	0.8	0.7
令和8	0.8	0.8	0.8
令和9	0.8	0.8	0.8
令和10	0.8	0.9	0.8
令和11	0.8	0.9	0.8
令和12	0.8	1.0	0.8
令和13	0.8	1.0	0.8
令和14	0.8	1.0	0.8
令和15	0.8	1.1	0.9
令和16	0.9	1.2	0.9
令和17	0.9	1.2	0.9
係数	a=0.6127 b=0.0127 R <sup>2</sup> =0.165	a=0.6309 b=-0.0009 C=0.0015 R <sup>2</sup> =0.1799	a=0.6113 b=e <sup>-0.0186</sup> R <sup>2</sup> =0.1671
採用			○

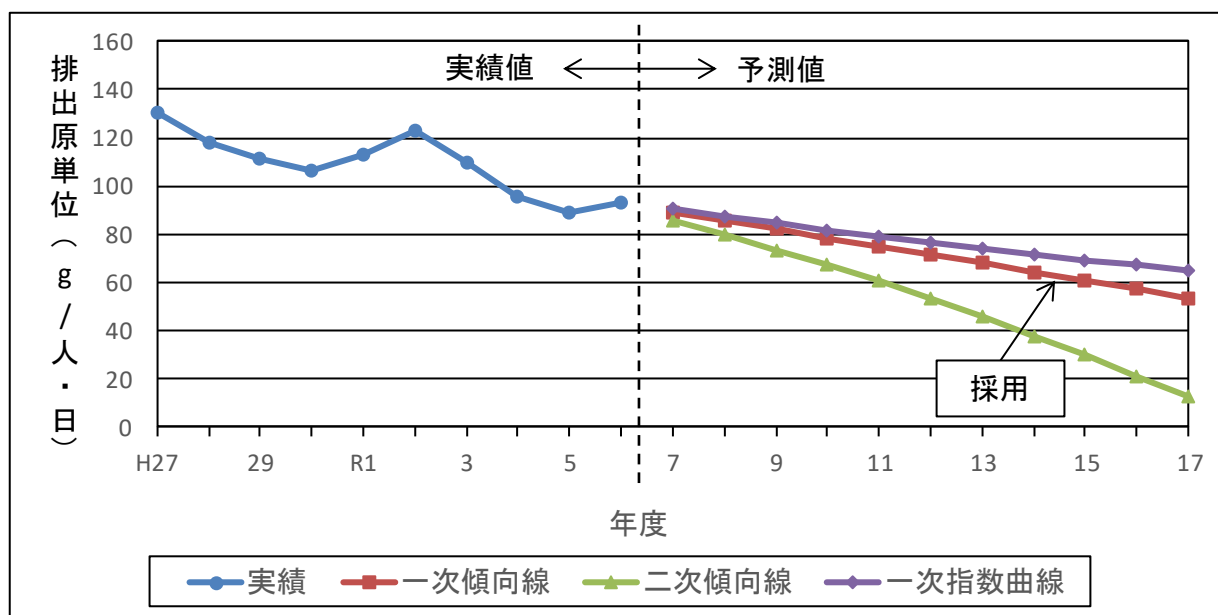
(6) 再生資源化量の予測結果

香川東部溶融クリーンセンターの溶融施設で再生資源化されるメタル、スラグ、溶融飛灰の予測量を表 4-14 から表 4-17 に示す。

表 4-14 溶融施設における再生資源化量予測結果

		( t )		
	年度	メタル	スラグ	溶融飛灰
実 測 値	平成27	130	720	240
	平成28	118	628	255
	平成29	111	647	194
	平成30	106	617	181
	令和元	113	605	177
	令和2	123	633	182
	令和3	110	582	179
	令和4	96	588	168
	令和5	89	524	158
	令和6	93	526	162
予 測 値	令和7	89	512	146
	令和8	86	495	139
	令和9	82	478	133
	令和10	79	460	127
	令和11	75	443	121
	令和12	71	426	116
	令和13	68	409	110
	令和14	64	391	105
	令和15	61	374	101
	令和16	57	357	96
	令和17	54	340	92

表 4-15 溶融施設における資源化量（メタル）の予測



【実績値】 (g/人・日)

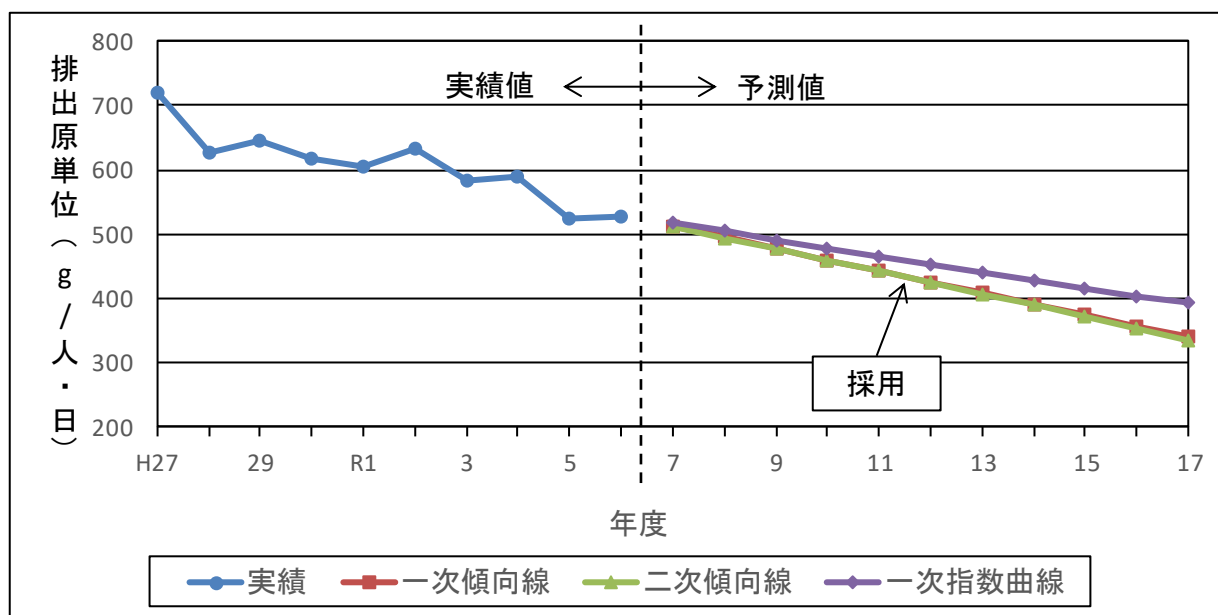
年度	実績
平成27	130
平成28	118
平成29	111
平成30	106
令和元	113
令和2	123
令和3	110
令和4	96
令和5	89
令和6	93

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	89	85	90
令和8	86	80	87
令和9	82	74	85
令和10	79	67	82
令和11	75	60	79
令和12	71	53	77
令和13	68	46	74
令和14	64	38	72
令和15	61	30	69
令和16	57	21	67
令和17	54	12	65
係数	a=124.96 b=-3.5697 R <sup>2</sup> =0.6684	a=122.83 b=-1.967 c=-0.178 R <sup>2</sup> =0.679	a=125.74 b=e <sup>-0.033</sup> R <sup>2</sup> =0.6605
採用	○		

表 4-16 溶融施設における資源化量（スラグ）の予測



【実績値】 (g/人・日)

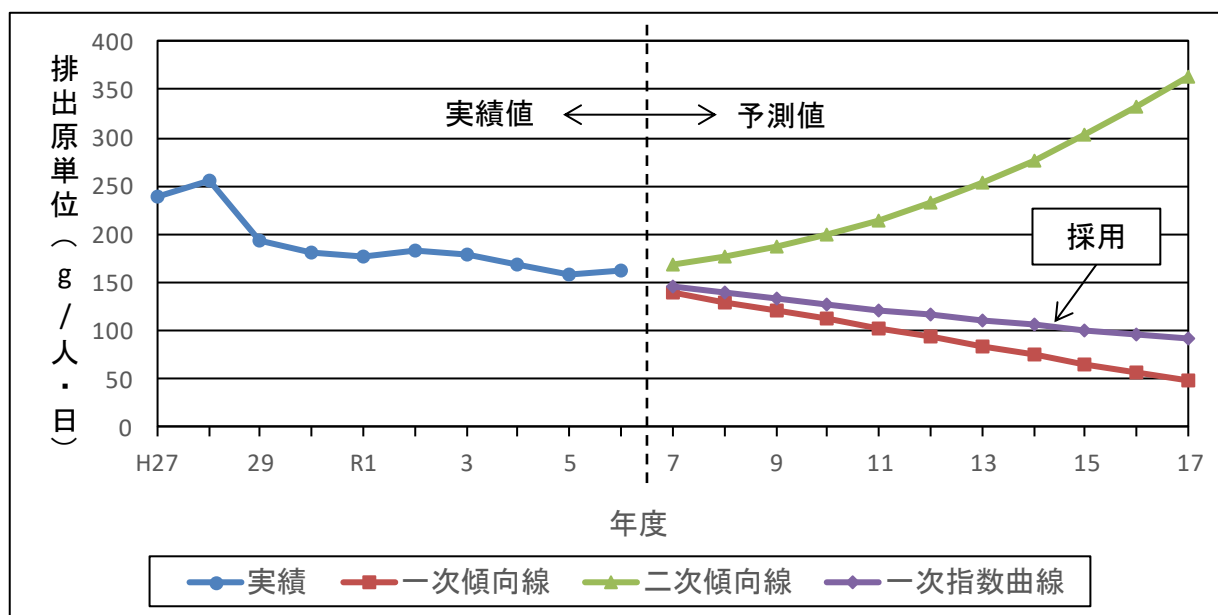
年度	実績
平成27	720
平成28	628
平成29	647
平成30	617
令和元	605
令和2	633
令和3	582
令和4	588
令和5	524
令和6	526

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	512	512	519
令和8	495	494	505
令和9	478	477	491
令和10	460	459	478
令和11	443	442	464
令和12	426	424	452
令和13	409	407	439
令和14	391	389	427
令和15	374	371	415
令和16	357	354	404
令和17	340	336	393
係数	a=684.62 b=-17.248 R <sup>2</sup> =0.8174	a=684.44 b=-17.112 c=-0.0152 R <sup>2</sup> =0.8174	a=687.24 b=e <sup>-0.028</sup> R <sup>2</sup> =0.8166
採用	○		

表 4-17 溶融施設における資源化量（溶融飛灰）の予測



【実績値】

(g/人・日)

年度	実績
平成27	240
平成28	255
平成29	194
平成30	181
令和元	177
令和2	182
令和3	179
令和4	168
令和5	158
令和6	162

【予測値】

(g/人・日)

予測方法	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線
予測式	$y = a + b t$	$y = a + b t + c t^2$	$y = a \cdot b^t$
年度(t)			
令和7	139	169	146
令和8	130	176	139
令和9	121	186	133
令和10	112	199	127
令和11	103	214	121
令和12	93	232	116
令和13	84	253	110
令和14	75	277	105
令和15	66	303	101
令和16	57	332	96
令和17	48	364	92
係数	a=230.84 b=-9.1636 R <sup>2</sup> =0.7318	a=247.2 b=-21.436 c=1.3636 R <sup>2</sup> =0.8355	a=230.59 b=e <sup>-0.046</sup> R <sup>2</sup> =0.7621
採用			○

(7) 予測結果のまとめ

① 予測結果よりごみ排出量の推移を表 4-18 に示す。

表4-18 三木町ごみ排出量の推移

項目	ごみ種別	単位	年度(実績値)										年度(予測値)										
			H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
行政区城内人口		人	28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	26,028	25,880	25,732	25,585	25,437	25,289	25,132	24,974	24,817	24,659	24,502
計画収集人口		人	28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	26,028	25,880	25,732	25,585	25,437	25,289	25,132	24,974	24,817	24,659	24,502
自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	6,398	6,218	6,153	5,908	5,903	5,920	5,992	5,698	5,635	5,597	5,368	5,309	5,250	5,192	5,144	5,095	5,036	4,986	4,937	4,878	4,829
	家庭系	t/年	4,440	4,352	4,375	4,262	4,439	4,433	4,393	4,341	4,262	4,096	4,104	4,090	4,067	4,053	4,039	4,024	4,009	3,993	3,977	3,951	3,935
	許可	t/年	1,958	1,866	1,778	1,546	1,464	1,487	1,599	1,357	1,373	1,501	1,264	1,219	1,183	1,139	1,105	1,071	1,027	994	960	927	894
	不燃・粗大ごみ	t/年	439	416	430	500	525	551	568	560	479	500	542	548	564	570	585	591	605	611	625	630	644
	資源ごみ	t/年	1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015	1,012	990	968	953	931	909	887	865	843	823	801
	紙・布	t/年	923	952	931	899	912	931	896	852	812	768	770	756	742	738	724	711	697	684	670	657	644
	鉄類	t/年	130	119	122	137	115	136	120	109	92	93	92	89	86	83	80	77	73	70	68	65	62
	ビン	t/年	163	176	173	151	137	165	142	133	124	110	105	99	93	86	80	74	68	62	56	50	45
	ペットボトル	t/年	32	31	33	35	35	38	37	37	36	36	37	38	39	38	39	40	40	41	41	41	42
	蛍光灯	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	乾電池	t/年	7	6	6	6	6	6	9	7	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	7	8
	資源(集団回収)	t/年	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	t/年	8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	6,941	6,867	6,802	6,735	6,680	6,615	6,549	6,482	6,425	6,351	6,295
日平均ごみ排出量	可燃ごみ	t/日	17.4	17	16.7	16.1	16.1	16.3	15.5	15.3	15.3	14.6	14.5	14.3	14.2	14	13.9	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	
	家庭系	t/日	12.1	11.9	11.9	11.9	12.1	12.1	12	11.8	11.2	11.2	11.2	11.1	11.1	11	11	10.9	10.9	10.8	10.8	10.8	10.7
	許可	t/日	5.3	5.1	4.8	4.2	4	4	4.3	3.7	3.7	4.1	3.4	3.3	3.2	3.1	3	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4
	不燃・粗大ごみ	t/日	1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
	資源ごみ	t/日	3.4	3.5	3.5	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.0
	紙・布	t/日	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
	鉄類	t/日	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	ビン	t/日	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ペットボトル	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	蛍光灯	t/日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	乾電池	t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02
	計	t/日	22	22	21	21	21	21	21	20	20	19	19	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17
	1人1日平均ごみ排出量	可燃ごみ	kg/人	611	596	591	572	573	584	597	571	566	570	565	562	559	556	554	549	547	545	542	540
家庭系		kg/人	424	417	420	422	431	437	438	435	428	417	432	433	433	434	435	436	437	438	439	439	440
許可		kg/人	187	179	171	150	142	147	159	136	138	153	133	129	126	122	119	116	112	109	106	103	100
不燃・粗大ごみ		kg/人	42	40	41	48	51	54	57	56	48	51	57	58	60	61	63	64	66	67	69	70	72
資源ごみ		kg/人	119.8	122.6	121.8	119	116	125.3	119.6	113.4	107.4	102.5	106.5	104.8	103.1	102.1	100.3	98.5	96.7	94.9	93.1	91.4	89.6
紙・布		kg/人	88	91	89	87	88	92	89	85	82	78	81	80	79	79	78	77	76	75	74	73	72
鉄類		kg/人	12	11	12	13	11	13	12	11	9	9	9.7	9.4	9.2	8.9	8.6	8.3	8.0	7.7	7.5	7.2	6.9
ビン		kg/人	16	17	17	15	13	16	14	13	12	11	11.1	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.8	6.2	5.6	5.0
ペットボトル		kg/人	3.1	3	3.2	3.4	3.4	3.7	3.7	3.7	3.6	3.7	3.9	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7
蛍光灯		kg/人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
乾電池		kg/人	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
計		kg/人	773	759	754	739	740	763	774	740	721	724	729	725	722	719	717	715	712	709	707	703	702

\*資源(集団回収)の年間排出量は過去10年間(平成27年度から令和6年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

② 予測結果より再生利用状況の推移を表 4-19 に示す。

表4-19 再生利用状況の推移

(単位:t)

年度(平成)	実績値										予測値												
	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
ごみの総排出量①	8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	6,941	6,867	6,802	6,735	6,680	6,615	6,549	6,482	6,425	6,351	6,295		
資源化量	町による回収	紙・布	923	952	931	899	912	931	896	852	812	768	770	756	742	738	724	711	697	684	670	657	644
		鉄類	130	119	122	137	115	136	120	109	92	93	92	89	86	83	80	77	73	70	68	65	62
		ビン	163	176	173	151	137	165	142	133	124	110	105	99	93	86	80	74	68	62	56	50	45
		ペットボトル	32	31	33	35	35	38	37	37	36	36	37	38	39	38	39	40	40	41	41	41	42
		蛍光灯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		電池	7	6	6	6	6	6	9	7	7	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	8
		計	1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015	1,012	991	969	953	931	910	886	865	843	822	802
資源化量における	溶融施設における	メタル	130	118	111	106	113	123	110	96	89	93	89	86	82	79	75	71	68	64	61	57	54
		スラグ	720	628	647	617	605	633	582	588	524	526	512	495	478	460	443	426	409	391	374	357	340
		溶融飛灰	240	255	194	181	177	182	179	168	158	162	146	139	133	127	121	116	110	105	101	96	92
		計	1,090	1,001	952	904	895	938	871	852	771	781	747	720	693	666	639	613	587	561	536	510	485
合計②	2,345	2,285	2,217	2,132	2,100	2,214	2,075	1,990	1,843	1,796	1,759	1,711	1,662	1,619	1,570	1,523	1,473	1,426	1,379	1,332	1,287		
資源回収	集団回収	紙・布	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		鉄類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計③	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
リサイクル率 (②+③)/①	29.2%	29.1%	28.4%	28.1%	27.7%	28.7%	26.9%	27.1%	25.9%	25.5%	25.6%	25.2%	24.7%	24.3%	23.8%	23.3%	22.8%	22.3%	21.8%	21.3%	20.8%		

\*資源(集団回収)の年間排出量は近10年間(平成27年度から令和6年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

(8) 目標値の設定

①目標とするごみ排出量の推移を表4-20に示す。

表4-20 三木町ごみ排出量の推移(目標)

項目	ごみ種別	単位	年度(実績値)										年度(目標値)										
			H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
行政区内人口		人	28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	26,028	25,880	25,732	25,585	25,437	25,289	25,132	24,974	24,817	24,659	24,502
計画収集人口		人	28,642	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773	27,487	27,345	27,186	26,936	26,028	25,880	25,732	25,585	25,437	25,289	25,132	24,974	24,817	24,659	24,502
自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	6,398	6,218	6,153	5,908	5,903	5,920	5,992	5,698	5,635	5,597	5,368	5,280	5,203	5,118	5,051	4,975	4,917	4,868	4,819	4,761	4,713
	家庭系	t/年	4,440	4,352	4,375	4,362	4,439	4,433	4,393	4,341	4,262	4,096	4,104	4,062	4,020	3,978	3,946	3,904	3,889	3,874	3,859	3,834	3,819
	許可	t/年	1,958	1,866	1,778	1,546	1,464	1,487	1,599	1,357	1,373	1,501	1,264	1,219	1,183	1,139	1,105	1,071	1,027	994	960	927	894
	不燃・粗大ごみ	t/年	439	416	430	500	525	551	568	560	479	500	542	548	554	560	576	572	587	593	607	612	626
	資源ごみ	t/年	1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015	1,012	990	968	953	931	909	887	865	843	823	801
	紙・布	t/年	923	952	931	899	912	931	896	852	812	768	770	756	742	738	724	711	697	684	670	657	644
	鉄類	t/年	130	119	122	137	115	136	120	109	92	93	92	89	86	83	80	77	73	70	68	65	62
	ビン	t/年	163	176	173	151	137	165	142	133	124	110	105	99	93	86	80	74	68	62	56	50	45
	ペットボトル	t/年	32	31	33	35	35	38	37	37	36	36	37	38	39	38	39	40	40	41	41	41	42
	蛍光灯	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	乾電池	t/年	7	6	6	6	6	6	9	7	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	8	8
	資源(集団回収)	t/年	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
計	t/年	8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	6,941	6,838	6,746	6,651	6,578	6,477	6,411	6,345	6,289	6,216	6,160	
日平均ごみ排出量	可燃ごみ	t/日	17.4	17	16.7	16.1	16.1	16.1	16.3	15.5	15.3	15.3	14.6	14.4	14.2	13.9	13.8	13.5	13.4	13.3	13.1	13	12.8
	家庭系	t/日	12.1	11.9	11.9	11.9	12.1	12.1	12	11.8	11.6	11.2	11.2	11.1	11	10.8	10.8	10.6	10.6	10.6	10.5	10.5	10.4
	許可	t/日	5.3	5.1	4.8	4.2	4	4	4.3	3.7	3.7	4.1	3.4	3.3	3.2	3.1	3	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4
	不燃・粗大ごみ	t/日	1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
	資源ごみ	t/日	3.4	3.5	3.5	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.0
	紙・布	t/日	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
	鉄類	t/日	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	ビン	t/日	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ペットボトル	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	蛍光灯	t/日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	乾電池	t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02
	計	t/日	22	22	21	21	21	21	21	20	20	19	19	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17
1人1日平均ごみ排出量	可燃ごみ	kg/日・人	611	596	591	572	573	584	597	571	566	570	565	559	554	548	544	539	536	534	532	529	527
	家庭系	kg/日・人	424	417	420	422	431	437	438	435	428	417	432	430	428	426	425	423	424	425	426	426	427
	許可	kg/日・人	187	179	171	150	142	147	159	136	138	153	133	129	126	122	119	116	112	109	106	103	100
	不燃・粗大ごみ	kg/日・人	42	40	41	48	51	54	57	56	48	51	57	58	59	60	62	62	64	65	67	68	70
	資源ごみ	kg/日・人	119.8	122.6	121.8	119	116	125.3	119.6	113.4	107.4	102.5	106.5	104.8	103.1	102.1	100.3	98.5	96.7	94.9	93.1	91.4	89.6
	紙・布	kg/日・人	88	91	89	87	88	92	89	85	82	78	81	80	79	79	78	77	76	75	74	73	72
	鉄類	kg/日・人	12	11	12	13	11	13	12	11	9	9	9.7	9.4	9.2	8.9	8.6	8.3	8.0	7.7	7.5	7.2	6.9
	ビン	kg/日・人	16	17	17	15	13	16	14	13	12	11	11.1	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.8	6.2	5.6	5.0
	ペットボトル	kg/日・人	3.1	3	3.2	3.4	3.4	3.7	3.7	3.7	3.6	3.7	3.9	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7
	蛍光灯	kg/日・人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	乾電池	kg/日・人	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
	計	kg/日・人	773	759	754	739	740	763	774	740	721	724	729	722	716	710	706	700	697	694	692	688	687

\*資源(集団回収)の年間排出量は過去10年間(平成27年度から令和6年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

②目標とする再生利用状況の推移を表4-21に示す。

表4-21 再生利用状況の推移(目標)

(単位:t)

年度(平成)	実績値										目標値													
	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
ごみの総排出量①	8,115	7,940	7,868	7,656	7,654	7,763	7,778	7,417	7,207	7,136	6,941	6,838	6,746	6,651	6,578	6,477	6,411	6,345	6,289	6,216	6,160			
資源化量	町による回収	紙・布	923	952	931	899	912	931	896	852	812	768	770	756	742	738	724	711	697	684	670	657	644	
		鉄類	130	119	122	137	115	136	120	109	92	93	92	89	86	83	80	77	73	70	68	65	62	
		ビン	163	176	173	151	137	165	142	133	124	110	105	99	93	86	80	74	68	62	56	50	45	
		ペットボトル	32	31	33	35	35	38	37	37	36	36	37	38	39	38	39	40	40	41	41	41	42	
		蛍光灯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		電池	7	6	6	6	6	6	9	7	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	8	8	
		計	1,255	1,284	1,265	1,228	1,205	1,276	1,204	1,138	1,072	1,015	1,012	991	969	953	931	910	886	865	843	822	802	
	資源施設における	メタル	130	118	111	106	113	123	110	96	89	93	89	86	82	79	75	71	68	64	61	57	54	
		スラグ	720	628	647	617	605	633	582	588	524	526	512	495	478	460	443	426	409	391	374	357	340	
		溶融飛灰	240	255	194	181	177	182	179	168	158	162	146	139	133	127	121	116	110	105	101	96	92	
		計	1,090	1,001	952	904	895	938	871	852	771	781	747	720	693	666	639	613	587	561	536	510	485	
	合計②	2,345	2,285	2,217	2,132	2,100	2,214	2,075	1,990	1,843	1,796	1,759	1,711	1,662	1,619	1,570	1,523	1,473	1,426	1,379	1,332	1,287		
資源回収	紙・布	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
	鉄類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計③	23	22	20	20	21	16	14	21	21	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
リサイクル率(②+③)/①	29.2%	29.1%	28.4%	28.1%	27.7%	28.7%	26.9%	27.1%	25.9%	25.5%	25.6%	25.3%	24.9%	24.6%	24.2%	23.8%	23.3%	22.8%	22.2%	21.8%	21.2%			

\*資源(集団回収)の年間排出量は直近10年間(平成27年度から令和6年度)の平均値を毎年度の予測値とした。

### 3 ごみの減量化及び資源化に関する目標値の設定

国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）による一般廃棄物の減量化目標量は次のとおりである。

項目	令和5年度 (実績年度)	令和12年度 (目標年度)	削減率
ごみ総排出量	3,897,000 t	—	—
一人一日当たりごみ排出量	851 g (排出量)	580 g (焼却量)	※
リサイクル率	19.5%	25%	—

※第五次循環型社会形成推進基本計画では、一人一日当たりごみ排出量の指標から焼却量に変更されているため単純比較できない。

香川県循環型社会推進計画（令和8年3月）による一般廃棄物の減量化目標量は次のとおりである。

項目	令和5年度 (実績年度)	令和12年度 (目標年度)	削減率
ごみ総排出量	286,000 t	260,000 t	9%
一人一日当たりごみ排出量	825 g	793 g	3.9%
リサイクル率	18.8%	24%	—

上記を参考に三木町におけるごみの減量化の目標については、令和5年度における一人一日あたりごみ排出量実績721gに対し、令和17年度における予測値である702gよりさらに約2%削減し687gを目指すものし、リサイクル率については、資源ごみとなる金属製品そのものの軽量化や、金属容器のペットボトルや樹脂製品へ代替化が進み、新聞や雑誌、段ボールなどの紙類についても、デジタル化や簡易包装化の影響により令和17年度における予測値は20.8%と低下傾向であることから、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの削減などに取り組むことで21.2%を目指すものとする。

ごみ総排出量、一人一日あたりごみ排出量、リサイクル率の目標値を以下に示す。

項目	令和5年度 (実績年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)	削減率
ごみ総排出量	7,207 t	6,477 t	6,160 t	14.5%
一人一日当たり ごみ排出量	721 g	700 g	687 g	4.7%
リサイクル率	25.9%	23.8%	21.2%	—

※国・県の計画数値と比較するため令和5年度の実績値を採用。

#### 4 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のために三木町、三木町民、事業者それぞれに次の役割を定める。

##### (1) 三木町の役割

- ア. 一般廃棄物処理手数料の見直しによるごみの排出抑制
- イ. 環境教育、普及教育の充実による 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ウ. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- エ. 容器包装廃棄物の排出抑制
- オ. リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進
- カ. 環境物品等の使用促進
- キ. 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の利用推進、食品ロス削減の啓発による生ごみの排出抑制
- ク. 本町と連携協定を結んでいる株式会社マーケットエンタープライズが運営するリユースサイト「おいくら」の利用促進、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏事業である官民連携リユース拠点の活用促進によるリユースの推進

##### (2) 三木町民の役割

- ア. 住民団体による集団回収の促進等
- イ. 容器包装廃棄物の排出抑制
- ウ. リターナブルびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- エ. 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の利用、食べ残しの削減、使い切りの徹底等による生ごみの排出抑制
- オ. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践

##### (3) 事業者の役割

- ア. 発生源における排出抑制
- イ. 過剰包装の抑制
- ウ. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- エ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- オ. 食品廃棄物の排出抑制

## 5 分別収集ごみの種類及び分別の区分

本町の分別収集ごみの区分、種類及び排出方法については、表 4-22 に示すとおりである。

なお、分別区分及び排出方法は、今後もごみの排出量等に応じた適正な分別区分、排出方法の検討を行うものとし、容器包装及び製品プラスチックの再資源化や災害時に発生するごみの処理については、香川県東部清掃施設組合及びさぬき市、東かがわ市と協議しながら検討する。

表 4-22 分別収集ごみの区分、種類及び排出方法

項目	分別区分、種類		排出方法
ごみ	可燃ごみ	—	指定ごみ袋
	不燃ごみ	小型家電、陶磁器・ガラス類、その他	危険物は飛散しないよう袋等入れて「危険」と書く
	粗大ごみ	長さが 40cm 以上 1m 以下かつ重さが 15kg 以下の家具等	布団やカーペット類は、1m 角に畳んで紐で 1 枚ずつ十字に束ねる
	大型粗大ごみ	長さが 1m または重さが 15kg を超える家具等	個別収集または自己搬入
資源ごみ	ペットボトル	飲料用、酒、醤油、みりん等	専用網袋(黄緑色)
	缶類	アルミ類	専用網袋(緑色)
		スチール類	専用網袋(青色)
	びん類	白・茶・その他	回収コンテナ(色別)
	廃乾電池	筒型・角型乾電池、ボタン・コイン電池	専用バケツ(赤色)または町内 3 箇所(サンサン館みき、三木町役場、文化交流プラザ)の専用ボックスに入れる
	紙類・衣類等	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、タオル類、衣類	種類ごとにひもで十字に束ねるか透明の袋に入れる
	小型家電	対象品目は国の指定品目とする	町内 2 箇所(サンサン館みき、三木町役場)の専用ボックスに入れる
	水銀含有ごみ	蛍光灯、水銀計、その他	蛍光灯は新聞紙等で包んで「蛍光灯」と書く 町内 3 箇所(サンサン館みき、三木町役場、文化交流プラザ)の専用ボックスに入れる
小型充電式電池	リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素充電電池とそれらを内蔵する小型の電子機器	町内 2 箇所(役場環境下水道課・クリーンセンター)の窓口で対面回収	

## 6 ごみ処理計画

### (1) 収集・運搬計画

本町における収集運搬計画の方針は下記に示すとおりである。

#### (ア) 収集区域

収集区域は本町の行政区域全般とする。

#### (イ) 収集運搬の方法

##### ①家庭系ごみ

家庭系ごみ（大型粗大ごみ以外）はステーション回収を継続し、収集回数については当面、現状と同様とする。大型粗大ごみは予約申し込みによる個別収集又は三木町クリーンセンターへの直接搬入とする。

##### ②事業系ごみ（一般廃棄物）

事業系ごみについても現状と同様、一般廃棄物収集運搬許可業者が個別収集し香川東部溶融クリーンセンターへの直接搬入とする。また、クリーンセンターの運営に影響が出ない程度の量の可燃ごみについては、事業系の町指定袋によるクリーンセンターへの直接搬入も可能とする。なお、資源ごみについては、指定袋不要とする。

#### (ウ) 収集運搬量

将来の収集運搬量（予測値）は表 4-23 に示す。

ごみの収集量については、令和 5 年度におけるごみ収集量実績 7,207 t/年に対し、令和 12 年度（中間年度）の予測値は 6,615 t/年、令和 17 年度（目標年度）は 6,295 t/年となっており減少傾向を想定している。

表 4-23 収集運搬量（予測値）

（単位:t/年）

種 類	令和5年度 （実績値）	令和 12 年度 （中間年度）	令和 17 年度 （目標年度）
可燃ごみ	5,635	5,095	4,829
不燃・粗大ごみ	479	591	644
資源ごみ	1,072	909	801
集団回収(資源ごみ)	21	20	20
計	7,207	6,615	6,295

## (2) 中間処理計画

本町における中間処理は、溶融処理と資源化処理に分かれる。香川東部溶融クリーンセンターへ搬入した可燃ごみ、不燃・粗大ごみは溶融処理される。

資源ごみについては、三木町クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）等資源化施設における処理と直接資源化がある。資源化施設における処理とは、資源化を目的として選別・圧縮・梱包等を行う施設で資源化処理をして再生業者等へ引き渡すことである。直接資源化とは、資源化施設を経ずに直接再生事業者等に引き渡すことである。

## (3) 最終処分計画

中間処理（溶融処理）に伴い、メタル、スラグ、溶融飛灰が発生する。メタル、スラグについては全量再資源化物として再利用される。溶融飛灰については、香川県内の溶融飛灰再資源化施設で資源化（金属回収・製錬原料化）される。よって本町において最終処分は行わない。

# 7 ごみ処理施設の整備に関する事項

## (1) 施設整備基本方針

本町のごみ処理基本方針は以下のとおりとする。

- ① ごみの減量、資源のリサイクルを目的とする適切な施設環境を維持する。
- ② 法令で定める基準を上回る自主基準を設定し、環境負荷の低減に努める。
- ③ 施設運営に関する情報を積極的に公開し、町民との信頼関係の構築に努める。

## (2) 財政計画の立案

効果的な廃棄物行政を推進するため、ごみ処理事業費に係る財政計画を立案し、適正な進行管理を行う。

## (3) 施策の事後評価

ごみの減量効果や施策に係る経費等を検証し、改善案や代替案を検討することによって施策の事後評価を行う。

# 資 料

- (1) 三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・資 1
- (2) 三木町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・資 6
- (3) 三木町環境美化条例・・・・・・・・・・・・資 11

○三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項で定めるものをいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業活動によって製造、加工又は販売される製品、容器等が廃棄物となった場合において、町が行う清掃事業に支障を来すことのないよう原材料の合理的使用、廃棄物の再生利用等技術開発に努めるとともに製品、容器等については、自ら回収を行う等廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(清潔の保持)

第 4 条 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物並びに周辺の清掃を行う等清潔の保持に努めなければならない。

- 2 公園、広場、その他公共の場所を利用する者及び当該公共の場所を管理する者は、常に清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第 5 条 町長は、毎年度処理区域内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めなければならない。

(町民の協力義務)

第 6 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容

易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物（し尿を除く。）については種別ごとに分別して所定の場所に集める等町の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業務に協力しなければならない。

2 容器は、町長が指定するものとし、当該容器には、有毒性、危険性、悪臭その他町の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

（一般廃棄物処理の届出）

第7条 占有者は、臨時に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとし、又は犬、ねこ等の死体その他の汚物を自ら処分しないときは、町長に届け出なければならない。

（多量の一般廃棄物）

第8条 法第6条の2第5項の規定により、町長が指示することができる多量の一般廃棄物（し尿を除く。）とは、1日の排出量が10キログラム以上又は1立方メートル以上のものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置）

第8条の2 町に設置する一般廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

名称	位置
三木町クリーンセンター	三木町大字下高岡 4319 番地 1
三木町一般廃棄物最終処分場	三木町大字奥山 2582 番地 1

（一般廃棄物処理手数料等）

第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を徴収する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する手数料の徴収方法は、町長が別に定める。

3 町長は、特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業等の許可）

第10条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

3 前2項による許可手続等に関する事項は、町長が別に定める。

（許可手数料）

第 11 条 前条第 1 項による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料を申請の際納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 1 件につき 5,000 円

(2) 浄化槽清掃業 1 件につき 7,000 円

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 三木町清掃条例（昭和 45 年 12 月 1 日三木町条例第 27 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に旧条例第 9 条の規定により汚物取扱業の許可を申請している者は、この条例の規定による一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可申請をしたものとみなす。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 26 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 23 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月 2 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日条例第 41 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日条例第 27 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 17 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 9 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日条例第 17 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日条例第 5 号）

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

種別	区分	単位	手数料	
ごみ 廃棄物	1 町が収集、運搬及び処分する場合	可燃用指定ごみ袋 10 枚につき	200 円	
		20 リットル	300 円	
		30 リットル	400 円	
	2 臨時に収集、運搬及び処分する場合	軽トラック 1 台につき	3,810 円	
		普通トラック 1 台につき	4,630 円	
		2 トン車 1 台につき	9,524 円	
	3 町の施設へ搬入する場合	可燃ごみ	指定袋による徴収	
		不燃ごみ	10 キログラムにつき（10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす）	140 円
		粗大ごみ	10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす	
		資源ごみ		無料

	事業系一般	可燃用指定ごみ袋 (45 リットル) 10 枚つき	2,000 円
	廃棄物	10 キログラムにつき	191 円
し尿	定額制	家族 1 人につき月額 460 円及びくみ取り便槽 1 につき 460 円	
	従量制	くみ取り量 36 リットルにつき 460 円及びくみ取り便槽 1 につき 1 回 460 円	
浄化槽汚泥		処理量 18 リットルにつき 48 円	

○三木町環境基本条例

平成 22 年 6 月 14 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（土地の掘削によるものを含む。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第 7 条第 1 号について同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、その恵沢を町民が享受することができるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念に則して、環境の保全に関し本町の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念に則して、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則して、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民等の責務)

第6条 町民は、基本理念に則して、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念に則して、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念に則して、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様で恵み豊かな自然と町民とが共生できる環境を創造すること。

(3) 身近な緑、水辺等を保全し、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 資源の再生等循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。

(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三木町環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ、三木町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(資源の循環的な利用等の推進)

第9条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の再生等循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、本町の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第10条 町は、町民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第11条 町は、事業者、町民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 町は、第10条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第13条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

(地球環境の保全の推進等)

第14条 町は、国、県等と連携し、地球環境の保全のため、二酸化炭素削減などによる地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、町及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第15条 町は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 町は、民間団体等とともに、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(審議会の設置)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、三木町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序によりその職務を代理する。

(会議等)

第 20 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、環境下水道課において処理する。

6 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○三木町環境美化条例

平成 13 年 3 月 23 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、快適な生活環境の保全と清潔で美しい町づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱性の高い不用品をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、又は滞在し、若しくは町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、その他これらに類する場所をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、町民等、事業者、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

2 前項の施策は、次に掲げる事項とする。

- (1) 空き缶等及び吸い殻等散乱の防止等についての町民等、事業者及び所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関すること。
- (3) 環境パトロールの実施体制の整備に関すること。
- (4) その他環境美化に必要と認める事項

3 町は、地域の良好な生活環境をつくるため、近隣の市町と協力して環境美化に努めなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、地域の良好な生活環境をつくるため、近隣の市町民とも協力して環境美化に努めなければならない。

2 町民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

3 町内に居住する者は、その居住する地域において、自ら清掃活動を積極的に推進し、地域の環境美化に努めなければならない。

4 町民等は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止並びに空き缶等再資源化の促進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域の美観を損なうことのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化の日)

第7条 町長は、環境美化の促進について町民等及び事業者等の関心と理解を深めるため環境美化の日を設けることができる。

(野焼きの禁止)

第8条 何人も、快適な生活環境を守るため、焼却によりダイオキシン類等の毒性ガスが発生するおそれのあるものを、野焼きしてはならない。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第10条 飼い犬の所有者又は管理者は、当該飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(回収容器の設置、管理等)

第11条 自動販売機等により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについては、再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第12条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「空き地の所有者等」という。）は、繁茂する雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第13条 町長は、第8条から前条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等若しくは吸い殻等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第15条 第13条の規定に基づき、再三指導又は勧告するもこれに応じない者は、その氏名等を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。